

---

平成23年12月14日（水曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 幹	加藤 優美子

---

議事日程 第2号

平成23年12月14日(水曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情 14の1 死別の父子家庭支援(ひとり親支援)に関する要望
- 第 4 報告第 3号 平成22年度決算における南三陸町健全化判断比率について
- 第 5 報告第 4号 平成22年度決算における南三陸町資金不足比率について
- 第 6 議案第113号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第114号 南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第115号 南三陸町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第116号 南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第117号 南三陸町保健センター設置及び管理条例等を廃止する条例制定について
- 第11 議案第118号 南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第119号 南三陸町医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第120号 工事請負変更契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会2日目でございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番菅原辰雄君。質問件名、教育環境の現状と課題について。以上1件について、総括質問方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。8番菅原辰雄君。

〔8番 菅原辰雄君 登壇〕

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は、議長の許可を得たので、一般質問を行います。

教育環境の現状と課題について、総括質問方式で教育長に伺います。

教育長には、非常に大変な時期に就任され、日夜気の休まることのないのではないかと拝察するものでございます。くれぐれも健康にご留意されたいと存じます。

さて、このたびの大地震、大津波で、町の市街地はもとより沿岸部は壊滅し、死者、行方不明者も1,000名という大きな被害をこうむったことは周知のことでございます。3月11日を境に、町民すべての生活が一変しました。これまで当たり前だったことができなくなり、不自由な生活を強いられてまいりました。町の施設や機能も例外でなく、町内小中学校も地震の被害は小さかったが、その後の大津波で甚大な被害を受けております。名足小学校は1階に浸水、備品の流出等の被害が出ておりますし、戸倉小学校は校舎全体が水没、新築完成したばかりの体育館は瓦れきと化しました。戸倉中学校も高台にありましたが、浸水などにより大きな被害を受けております。そのような中で、戸倉小学校では、地震津波避難訓練は行っ

ていましたが、避難場所を校舎屋上か近くの高台か決定していなかったが、当日の大きな揺れ、それに伴う大津波を予想し、チリ地震津波を経験している職員の、「高台へ避難」との声に、全員高台に避難し無事だったと聞き、日ごろの避難訓練と有事の際のとっさの判断が全員の生命を救ったものであり、その判断と冷静に避難誘導した教職員各位に敬意を表するものであります。それからは全員一丸となり児童の安全確保に最善を尽くし、無事保護者に引き渡しております。それは戸倉小学校のみならず、各学校同じであったということは十分承知をしております。

地震当日から、すべての学校施設が避難場所から避難所となり使用されてまいりました。ゆえに、学校としての機能は失われてしまいました。そのような中であっても、教職員は、みずからの自宅が流出あるいは肉親の安否もわからない状況のもとで、避難した人々と寝食をともに避難所運営に尽力されてきたと私も見ておりましたし、すべての学校の教職員も同じだったと聞いてもおります。大変な状況のもとでも各学校それぞれが移動教室を開催するなど、子供たちの学習面や心のケアに努めてきております。警察では、平成23年度の異動は中止、従前の警察署勤務と決定しました。当然非常事態の中であり、教職員の異動もないものと思っておりましたが、予定どおり異動と聞き大変驚きました。町外在住で自宅等に全く被害のなかった先生方も、何日も自宅に帰らず、学校や避難所運営に努めている様子を見ていっただけに、「何で今異動なの」との、多くの人と語り合いました。県教委の考えと現実をどうとらえているのか、不思議な思いをしたのは私1人ではないものと考えておりますが、まず、この点について教育長のご見解を伺います。

さらに、震災後の教育環境についてですが、例年より1カ月おくれで学校の新年度が始まり、入学式が行われました。名足小学校は津波で震災して、1校だけ復活した伊里前小学校に間借りというか、同居というか、再開をしました。大きな被害を受けた戸倉小学校と戸倉中学校は、登米市の旧善王寺小学校施設を活用して再開。町内すべての学校の体育館は避難所として利用中の再開でしたが、後に校舎、体育館は避難所としては閉鎖され、学校で使えるようになっております。しかし、戸倉小・中学校を除き、各学校とも校庭の半分は応急仮設住宅用地として使用されており、不自由を来しております。通学もスクールバスであるが、バス通学は、児童・生徒の心理面、精神面、あるいは安全性の点からも当然と言えば当然であるものと考えます。このように、教職員の生活環境や各家庭、学校施設など、教育環境は大きく変化しております。学校での学習はもとより、仮設住宅入居など、家庭学習あるいは立ち居振る舞いや校庭の半分利用での体力の低下、部活動の制限などとともに、学校

給食についてなど、心身ともに大切な成長期の子供たちの影響を大いに懸念するものでありますが、未曾有の災害から9カ月経過した今、教育長は現状と課題をどうとらえ、どう対応していくのか、伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 通告4番の菅原辰雄議員さんのご質問、教育環境の現状と課題についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

議員ご承知のように、このたびの未曾有の大災害によりまして、本町の教育施設は甚大な被害を受けました。学校施設におきましては、今お話がありましたように、一部に使用できない学校が発生しましたことから、他の自治体への区域外設置や、1つの校舎に2つの学校が入るなどの変則的な学校運営を行っているところでございます。

また、給食センターや社会教育施設、社会体育施設、あるいは文化財にも甚大な被害を生じました。本町の教育環境は、いまだかつてないほどの痛ましく厳しいものとなっている現状でございます。

さて、議員ご質問の趣旨については、学校教育に係る課題分析と今後の対応ということだと思われましたので、それに沿って答弁をさせていただきたいと思います。

前段に申し上げました現状から、学校教育の復興に向けた取り組みとして、まず1つは、先ほど議員のお話しにありましたように、児童、生徒の心のケアであります。大津波によりましてみずからが命の危険にさらされ、住みなれた家や愛する家族を失い、将来の夢や希望を一瞬にして奪われた子供たちのメンタルをしっかりとケアしていくことが重要であると思っております。当町においては、新学期開始時から、宮城県の配慮で他の県の臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを緊急派遣していただき、これまでに対応してまいりました。しかしながら、震災の緊張が解けていくにつれて、子供たちの心の奥底に残った傷により、一気に不安やストレスが発症することも懸念されますことから、家庭と連携しながら、中長期的視点に立った継続的な心のケアに取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目としましては、被災した学校施設の復旧であります。現在使用不能となっている戸倉小・中と名足小につきまして、どのような復旧策を講じるかが大きな問題であります。戸倉小の現状復旧については、不可能であることは論を待たないところであります。戸倉中と名足小は、浸水被害があったものの建物は修復可能であること、また、一定の高台にあり、万一の場合の子供たちの安全な避難場所の確保が見込める状況であることから、現状復旧という選択肢も含めて検討しているところであります。なお、比較的被害の少なかった他の5

校につきましては、過般国の査定も完了し、復旧事務を進めているところであります。

3つ目としましては、子供たちの未来を生き抜く力の育成であります。震災によりまして学校が避難場所になった子供たちや、避難所生活を余儀なくされた子供たちが、被災者の食事の配ぜんや物資の分配等の手伝いを行ったという事例がありました。そのようなボランティア活動を通して、子供たちの間に思いやりや感謝の念が強くなっている今こそが、その心をしっかりと育て志につなげる好機であると思います。震災の体験を教育活動に生かしていくことで、子供たちに命の大切さや他人あるいは地域とのきずなの重要性を気づかせ、社会における自分の役割を考え、そして、主体的に行動できる姿勢、いわゆるこれからを生き抜く力をはぐくんでいくことが必要であると考えております。あわせて、今回の津波体験から、自分の命は自分で守るという意識を醸成すべく、防災教育の充実も図っていきたいと考えております。

以上、課題と今後の対応ということで3点申し上げましたが、教育は人づくりと言われます。人づくりはまちづくりにつながります。町の復興のためには、教育の再生は重要であります。失われた教育環境を整備し、困難な状況の中でも力強く生きていける子供たちを育て、もう一度自分たちの生まれ育った美しい町に誇りと自信が持てるように努力してまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、先ほど教職員の異動について、教育長の考えについてということをお尋ねいただきました。県の方の3月の異動につきましては、予定どおり実施されました。しかし、兼務発令ということで、異動対象となった先生が他の学校に異動になっても、当分の間は前にいた学校で兼務をしていいと、そういう辞令が出されまして、その震災時の対応について、県の方でも異動についての考えを示しておりました。したがいまして、当町内でも、他校に異動した先生が前の学校に残って、その震災の対応に当たったという事例もございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 今いろいろとご答弁いただきました。

その中で、名足小学校、戸倉中学校は現在地で使用可能、修復して使用可能である。全くそのとおりだと思います。これらは、子供たちに、そしてまた地域の皆さんの意見を聞きながら推し進めていってほしいなど、こんなふうに考えております。

それと、今答弁いただきましたように、県教委の異動について、異動後も兼務してもいいということで、それなりにやったという報告であります。それは、すごく当然だったと思う

んですけれども、これは私の考えでございますからあれですけれども、あのような状況下でいろいろ親身になっていっぱい一生懸命やっていた先生方が、本当に予定どおり、町、その前に警察の方では異動は今回なかったということで、私なんかも、それじゃあこの状況下ですから先生方もないのかなと、そんなふうに思っておりました。本当に私入谷に住んでおりますけれども、避難した方々、そしてまた入谷にいても親を亡くした子供もおりますし、その子供を見ながらいろいろ一生懸命親身になっていた先生方の姿を思ったとき、そして、あの校長先生初めみんなが、本当に寝食を忘れて町の職員とともに一生懸命やっていた姿を見て、「何でこんな時期に異動なの」、「全然現地をよく掌握していないんじゃないか」、「何を考えているんだ」と、そんな話を多くの人々と校庭の方で話した記憶もございます。これは、幾ら言っても県の方の方針で仕方がなかったかなと思いますけれども、教育長はその当時教育長じゃなかったんですけれども、一般人としての本当の率直な考えを聞かせていただければよかったのかなと、そんな気もいたします。

それで、私が心配しているのは、新聞報道やテレビ等で、県教委では教職員のいろんな意味でアンケートをとっている。そうすると、勤務時間が長くなったり、精神的にも大変だというような、そういうアンケート結果が新聞等で報道されておりますが、この町ではそういう面でのケアというか調査等はしているのかどうか。町、ここにいる職員も初めみんなが被災している状況下であることは篤と承知しておりますけれども、何せ子供たちの教育、人生の中でも非常に大事なウエイトを占める時期でございますので、その教育に当たる先生方、自分たちの生活、そして暮らしが、考えがきちんとしていかない中での子供たちへの教育というのはなかなか心配な点がありますので、教育長にはその辺を再度お伺いをいたします。

それと、後は、これも新聞・テレビ報道になりますけれども、学力低下ということでのいろいろ心配されております。この町ではそんな心配がないのか、全然そんな教育環境的には震災前と同じような状況下にあるので心配ないと言えば心配ないのかと思いますけれども、その辺もちょっと教育長にお伺いをいたします。

あと、中学生にとりましては、これから進学とかいろんなことで、就職とか大切な時期でございます。特に進学をとらえた場合、今回の震災により経済的な負担もかなり心配されますので、その辺へのいろんな父兄とか生徒への配慮とか、そういう対応はいかように考えておるのか、ちょっとお伺いをいたします。

それと、私先ほどから言いましたけれども、校庭の半分が応急仮設住宅で従来の運動とかそれができない。まして、通学も安全性とかそういう面からいたし方ないと私も言いました



けれども、歩く距離がめっきり少なくなる。そういうふうなものも体力低下とかいろんな面でこの心配されますけれども、その辺はどのように考えているのか。全然心配してないのか、もしかしてそういう面も含めて学校単位に任せておくのか。町の教育委員会として、どんなふうに考えているのもお伺いをいたしたいと思います。

あとは、そういう面でグラウンドが半分になっておりますので、特に野球とかサッカーとかそういう球技等に対しての、陸上部もありましようけれども、その子供たちへの配慮とか、どんなふうに教育委員会としては考えておるのか。また、これとはまた、学校とは別ですけども、遊び場がなくてうちの中で遊んでいる。特に仮設住宅なんかで、うちに帰ったってゲームするってなかなかスペース的に大変であろうかと思えます。そんな中で子供たちはどんなふうになっているのか。

あとは、先ほど言ったようにスポ少、あとは、最後に言いました給食ですけども、今年度は無料でございます。それで、あと、おかず等はまだいろんなところから給付されているかと思うんですけども、それも年度内で終わるのかなとそんなふうに考えておりますけれども、その後の対応、対策、給食費の有料化とかそんなのも含めてどういうふうに考えておるのか、お伺いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず第1点の先生方のケアについてですけども、先ほどの答弁の中でもお話し申し上げましたけれども、ケアについては、子供たちだけでなく先生方に対しても行われております。これは、専門のカウンセラーの先生方が来ていただきまして対応しております。現在もカウンセラーの方が定期的に来ておりますので、やっております。調べましたところ、震災後先生方の精神的な面での不安については、特に大きなものはないと聞いております。ただ、議員先ほどお話しありましたように、各学校の先生方は、震災当初やはり自宅にも帰らずに、そして、子供たちじゃなくて地域で被災された被災民の方たちに対しても、大変こう不眠不休と言われるような形で努力したということは聞いておりますので、それについては、教育委員会としても非常にこうありがたく敬意を表したところでおります。

それから、学力の低下でございますけれども、現在学力の低下については、私もこう懸念されるかなと思っておりましたけれども、指導式訪問と言いまして、教育事務所の方から年に1回先生方の授業を見て指導する、そういう機会があります。それ今回私も何度か学校に行ってみましたけれども、子供たちの学力の低下については特に話されておられません。ただ実際に調査等をしておりませんので、これについては、今後調査等でこの辺のところはしっか

り調べて対応していかなければならないのかと思っております。

それから、中学生の進路でございますけれども、この進路指導につきましては、中学校の各校長の話では、やはり慎重に対応していきたいというふうな考えでいるようです。それぞれのいろんな悩みや保護者の方の不安なども、しっかり受けとめて進路指導に当たってきたいというふうなことでございます。

それから、体力の低下でございますけれども、確かに子供たちの運動する場、環境が限られております。したがって、震災以前のように自由に子供たちが運動できるような場が少なくなっておりますので、この辺の体力の低下も懸念されるかなと思っております。ただ、子供たちの学校での様子を見ますと、非常に明るくて元気しております。心の不安も抱えている子供も現在見当たりません。ただ今後グラウンドの確保等につきましては、やはり大きな問題でありますので、今後いろいろと検討していかなければならないのかなと思っております。

それから、家庭での子供の遊びですけれども、確かに議員のお話のとおり、狭いやはり仮設の中で暮らしている子供たちは遊び場がありませんので、その中での生活ですから、逆に学校に来ると子供たちは元気しております。この辺本当に子供たちにはもう少し十分な環境整備が必要なのかなと考えております。

それから、給食については、担当課長の方から答弁させていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 給食ですけれども、ただいま当町では、旧歌津町の共同調理場の施設を使って、今1つの汁物を調理する体制をとっております。今NGOからおかずの支援もありますので、それで米飯の給食も2学期から提供できる体制となっております。今現在基本的には完全給食と同等の内容の給食を子供たちに提供できております。新年度に向けて今旧歌津町の共同調理場の施設を拡張しまして、すべて自前で完全給食が提供できる体制の方をとれるように今進めておるところでございます。給食費の問題につきましては、今年度はこのような被災直後の状況、あるいは完全給食が自前で提供できなかったというふうな状況もございますので、今年度は保護者負担をとっておらなかったわけですが、次年度、新年度からはそういう完全給食をすべて自前で提供できる体制も整う見込みでございますので、今の現段階での考えとしては、新年度からは給食費につきましては保護者負担を求める今考えでおりますけれども、いずれにしてもこの件につきましては、給食運営委員会の方と相談しながら、その辺の委員の意見も伺いながらその辺決定をしていきたいというふう

に考えております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） いろいろ今ご答弁いただきました。

教師の精神的心のケアというのは、以前我々常任委員会で調査に行った折に、戸倉小中学校の方で聞いてもおります。その継続だと思います。それによると、特にそういう問題と  
いうか、特に問題を苦しめている教師はいないということで、これはなかなかいいのかなと、  
そんなふうに思っております。

また、子供たちは、住居の方はそういう状況であります。学校に来ると元気で明るくてい  
い。これはとてもいいことですが、その子供たちが自由にはね回るスペースが少ない  
のが、ちょっと問題でありますので、これもいたし方ないのかなとは思いますが、  
未曾有の災害だからこういうときだからということで、大人はある程度我慢はできますけれ  
ども、これからいろいろと精神的にも身体的に成長していく子供たち、その子供たちにも負  
担をかけるのというのはなかなか忍びないと考えるものであります。町の中にいるうちは、  
震災だからこういう状況だからでいいんですけれども、これが、高校、大学、社会人になり  
ますと、この時期に培っていかなければならない知識とかいろんな面で、今同じ宮城県でも、  
内陸部に行けばこのように不自由さを感じないで通常の授業、そしていろいろ運動している  
子供たちと、一緒に同じ土俵に上って生活するし、また、競争していくわけでございませ  
ぬので、この町の中だけでこれだからしょうがないなということじゃなくて、できるだけ平常時  
に近いような環境づくりに持っていくべきであろうかと思っております。そのためには、多少の費  
用はかかってもこれはいたし方ない。そういう環境づくりに鋭意努力をしていただきたく思  
います。

それと、先ほど教育事務所ですか、学力低下についてはそんなに心配ないようなご答弁い  
ただきましたけれども、しかしながら、以前から、この地域は県内でもそういう学力の面  
においては劣っているというようなことを聞いておりますので、できるだけ今のあれで安心す  
ることなく、そしてまた、各学校任せじゃなくて教育委員会としてこういうふうにあるべき  
だと。これは、スポーツ面、体力低下の面からしても、すべからず町、教育委員会の方でそ  
ういうふうなリーダーシップをとって行ってほしいなと、こんなふうに考えるものでござい  
ます。

いろいろ細かいことを上げれば数限りございませぬけれども、そういうふうにして、特に  
中学生は目的とか意欲をなくさないように、いろいろ相談すると言いますが、やはり

そういう意味で、震災後で経済的な格差が大分生まれてきているようでございますので、そういう点もいろいろ配慮しながら、ぜひ子供たちの一生を左右する時期でございます。そして、また、以前から皆さんおっしゃってるように、復興には5年も10年も15年もかかる。ということは、今の小学生、中学生、それが大人になっていろいろまちづくりとか、この町の発展をさせていく礎となるわけでございますので、ぜひそういう意味からしても、教育委員会として町としてできる限りのことをやっていただきたい、こういうふうに考えております。いろいろ並べましたけれども、教育長には、こういう大変な時期に教育長になったんだ。でも、だからこそある意味やりがい、生きがいとしてやっていただきたい、私の希望するようなご回答をいただければありがたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 菅原議員さんには、私に対するこう叱咤激励というか、そういう意味でこうお話しいただきました。ありがとうございます。

菅原議員さんからいただきましたさまざまな教育環境に係る諸問題については、教育委員会としましては真摯にこれを受けとめて対応していきたいと思っております。未曾有のこの大災害の中で、だれも経験したことのないような中で一つ一つ課題を解決しなければなりませんので、困難が当然つきものでございます。だからといって前に進まないわけにはいきませんので、一つ一つ課題を分析しながら、そして子供たちのために、この町の復興のために、教育委員会として何ができるのか、積極的に対応して進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。これで終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

通告5番鈴木春光君。質問件名、1、災害復興土地利用計画進捗状況は。2、旧入谷中学校跡地活用はどうなっているのか。以上2件について、一問一答方式による鈴木春光君の登壇発言を許します。12番鈴木春光君。

〔12番 鈴木春光君 登壇〕

○12番（鈴木春光君） 12番は、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。質問方式は一問一答方式をお願いいたします。質問件名は、災害復興土地利用計画進捗状況はということで、町長にご答弁をお願いいたします。

震災から早いもので9カ月が過ぎ去ってしまいました。

復旧・復興に向けて職員の方、町当局、それから、議員を初め町民各位も一丸となって取り組んでまいりました結果、瓦れきの撤去作業等も本当に目に見えるように進んで、しかも、

第2次仮置き場も当局の案も示されるなどしております。また、仮設住宅にも避難民の防寒設備がなされ、目に見えてその復旧がなされているやに思います。

南三陸町震災復興計画（素案）が示されて、月日も経過しておるわけですが、その後の災害復興土地利用計画の進捗について、登壇からの質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告5番鈴木春光議員のご質問であります災害復興土地利用計画の進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思えます。

本町では、9月末に、震災復興計画（素案）を策定をいたしました。津波から人命を守る土地利用を推進するために、「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台に」、これを基本的な考え方といたしまして、鋭意事業化に向けた調整を行っておるところであります。

国におきましては、復興事業の財源を担保する平成23年度第3次補正予算が11月21日に成立をいたしました。復興関連法案も順次成立している、そういう状況でございます。今回の措置において提唱されました国の交付金制度によりまして、懸念しておりました復興事業実施に伴う町の財政負担はほぼゼロになる見込みとなりました。今後一層スピード感を持って復興まちづくりの事業化に取り組む所存でございます。

この震災復興計画（素案）の策定と並行いたしまして、高台移転の制度概要について、各地域からの要請や被災市街地復興推進地域の決定に関連して、6月以降町内外において延べ33回にわたりまして、説明・意見交換の場を持ちながら、町民の方々が合意形成を図れるように鋭意努力をしてまいりました。現在も町全域において復興まちづくりへのご理解をいただくために、津波被災家屋のある行政区の全世帯を対象にいたしまして、今後の移転先と住まいに関する意向調査を実施をしております。この意向調査は、防災集団移転促進事業等による住宅の高台移転や、災害公営住宅への入居意向など、事業計画策定において重要な意味を持つ調査でございます。対象全世帯の皆様からご回答をお願いをいたしているところでございます。

また、意向調査実施に伴いまして、12月8日木曜日から18日日曜日まで、町内外30の会場において高台移転と住まいに関する説明会を開催をいたしまして、地域あるいは行政区ごとに高台移転先のイメージ図をお示した上で地域での話し合いを進め、早期の合意形成の促進を目指していきたいというふうに思えます。なお、今後の予定であります、来年1月からこの意向調査結果を受けまして、各地域において改めて意見交換、個別ヒアリングを行いま

して、地域の意向がまとまり次第、順次現地測量を行いながら事業計画を作成し、できるだけ多くの地区で、来年度中には高台の造成工事に着手できるよう努めてまいりたいというふうに思います。また、志津川地区の市街地においては、平成23年11月11日被災地市街復興推進地域の都市計画決定を行いました。この地域では、土地区画整理事業等により、災害に強い健全で良好な市街地形成を推進することを目的に、来年度の早い時期に道路、公園等の各種公共施設整備に向けた都市計画決定を行い、早期の事業化を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま町長から素案に基づいた復興計画の経過等々のお話がありました。それによりますと、再度お伺いいたしますけれども、9月に提案された復旧・復興計画に基づいて、先に申しましたように瓦れき撤去が徐々に進んで立派なこう更地が見えてきているわけでございます。そういう感じがしておりますけれども、ご存じのように被災世帯3,300戸余の方々、あるいは1万5,000人からの被災された町民の皆さんは、思うように復興がしてないんでないか、そういう実態に焦りの声も日増しにこう聞こえてきてまいっております。最初にお伺いしますが、市街地形成の土地利用について伺いましたけれども、素案、イメージ図でお示しのとおり、7月に実施された町民意向調査では、住まいの場所は、ただいま町長答弁のとおり高台移転ということの希望者が68%、つまり70%に近い方々が安全な居住地確保を高台に決めているというふうに受けとめてよいかと思います。そういうふうに考えられます。お示しのイメージ図によりますと、町区はアリーナ周辺、それから、志津川高校裏の周辺とかあるいは志津川小学校周辺、歌津地区においては、歌津中学校から300メートルぐらいこう奥まったところにある裏の山林、あるいは戸倉地区各浜、集落ごとのイメージ図が示されておりますけれども、これらに移すのは、ただいま町長答弁によりますと、1月までに何とかそのアンケート調査なり、あるいは住まいの移転調査なりをまとめた中で、再度ヒアリングをしてまいりたいというようなご答弁でございますけれども、その町民は、その移転する場所に始まるのは一体いつなんだというようなお話しもされております。あるいは、ただいま申された志津川地区の3カ所なり、歌津の1カ所なり、あるいは各浜区の集落ごとのイメージ図があるわけなんですけれども、その希望は、しからば幾らに拡張するんだと。つまり、造成面積は幾らになるんだというようなことを、話ししているわけでございます。と申しますのは、この素案、イメージではありますけれども、これは基本構想として、あるいは基本構想に向けて進めているものだと私たちは感じているわけでございます。もち

ろん町民も、素案ではあっても、あるいはイメージ図であっても、ここに高台移転が造成されるんだというふうな思いでいるわけですから、そういうふうなことの可能性に向けたひとつこうお話を私はお伺いしたい、こういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の先ほど言いましたように、各地域に出向いてそれぞれの地域の皆さん方のご意見をお伺いしながら、今後の高台移転ということについてご説明を申し上げているという状況でございます。一番大事なことは、町とした案につきまして、地域の皆さんの合意が得られるかということで、それが趣旨でございます。

それから、もう1点は、今お話ございましたように、開発規模どれぐらいにするんだということでございまして、いわゆる土地、これから高台移転する場合に、どれぐらいの土地が必要なのか、それから、住宅がどれぐらい希望者がいるのか、そういったことを含めて基礎資料として集めさせていただきました。その後に、それからある意味どの場所にお住まいになりたいかということも含めて、そういったトータルで資料を集めさせていただきました。今後の高台に移転の規模の大きさと言いますか、そういうものを決めてまいりたいというふうに考えております。今そのまさに基礎資料を集める。そういう段階で今調整をしているというところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 質問の中でも、高台移転は70%に近い人たちが希望したわけですね。それを今から例えばアンケートをとり、希望者をどこに住むか募る、そういうような基礎資料の確保という、なかなかその段階からこうずっと9カ月もたったのに、あるいは7月の調査のまとめとか、あるいは9月に提案したその素案から一歩進めるというのが、足踏みしているような状態が感じとられるわけですね。その70%の希望者のもう資料があるわけですよ。あるとすれば、例えば町区の中でも天王前、新井田地区はアリーナだとか、あるいは大森地区もアリーナに上がるとか、そして、五日町、十日町あるいは城場周辺はそれでは小学校にどうですかと。あるいは、高校裏だったら、中瀬町、田尻畑、あるいは廻館、八幡町、そういった目安と言いますかそういったものを一歩進めた、実行に向けた実施に向けた提案もなされてしかるべきではないかなと、そんなふうに考えられるわけでございます。いつまでもイメージでとどめておくということはどうなんでしょう。この辺、町長どう思いますか。お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鈴木議員が前段でお話しになってます70%の方々が高台にという、そのアンケート結果が出た。そのアンケートは、基本的には9月に策定をする復興計画の町としての基本的な考え方が高台移転で行きたいと。基本の考え、それについて町民の皆さんがどうお考えですかということのアンケートでございまして、その結果として、復興計画の素案の中にそれを盛り込ませていただきました。それで、今やっているのは、実際にそれでは具体的にどれぐらいの方々が持ち家を持つのか、復興公営住宅に住むのか、坪数がどれぐらい必要なのか、どの地域にお住みになりたいのかと、そういう具体的な資料をいただくために今アンケート調査を行っているところでございますので、前段のアンケート調査の内容と今回はまた違った形の中でお願いをしているということでございますので、ひとつよろしくご願ひ申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次に、建築制限区域に指定されておりました区域が被災市街地復興推進地域に決定されたということについてお尋ねをいたしたいと思います。

広報12月号によりますと、市街地形成推進地域に決定されたことが掲載されてありますことは、ご承知のとおりだと思います。その広報の掲載記事によりますと、区域は志津川字番だけがその18区域掲載されている。歌津伊里前、あるいは清水浜、細浦浜、その他の地域はどうなっておるのか、これをひとつ伺っておきたいと思います。

また、その建築に当たっては、もちろん新築、改築、増築あるわけなんですけれども、その申請許可は、知事の許可がおりればいいんだというような町民は解釈をしているわけですね。そういうことからして、例えば町としての都市計画は一体どう考えているのか。あるいは、その都市計画に基づく土地利用の計画はどうなっているのか。そういうかかわりについても、ひとつ教えていただきたいなと思います。つまりは、例えば震災によりましてさっばと流れてしまった。隣とおらいの境がさっぱりわからない。つまり、境界と言いますか、あるいは、その幹線道路は従来のこうままにするのか、あるいは、計画法による都計に基づいたその計画路線を構築していくのか。つまり市街地形成土地利用をその区画はどうするのかというようなことでございます。あるいは、その自分の土地に建てるんだからということで建築される場合はかさ上げがいらぬのか。つまり盛り土が要らないのか。そういった細かい点も、町住民は、被災住民は話しされているわけです。だから、問題は、何回も繰り返すようなんですけれども、高台移転というそういう希望があったにもかかわらず、あるいは、そういうふうに、つまり70%の人がいいんだというふうに決めておりますので、こうした例



えば制限区域が解除されたというようなことからすると、被災者からすれば、一体どっちを町では進めようとしているんだという、そういう迷いが今日聞かれておるわけです。広報が配布されてから、そういう声を聞いておりますので、その辺を。どちらをもって町と町の方針としては進めるかです。つまり、素案イメージの高台移転ということは、とりもなおさず町長初め担当課初め、そういうふうに申してきておりますので、その中で町にも建てていいんだというふうなそういう思いというか認識をしている被災者が、最近どっちをとればいいのかというような話しになっておりますから、その辺を町としてははっきりと示すべきではないかなと、そういうふうに思いますが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興推進地域に指定させていただきましたのは、南三陸町内で、都市計画区域というのは志津川地区だけでございますので、その地域を指定をさせていただいたということでございます。なお、今詳細の土地利用計画につきましては、担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 都市計画区域の部分につきましては志津川地域ということで、被災市街地復興推進地域の指定を行った経緯でございます。志津川地域以外につきましては防災集団移転等の事業で、これも同様に基本的な考え方は高台へ住まいをとという基本的な考え方で、現在も地域の方々と合意形成に向けてお話し合いを進めているところでございます。

志津川地区もこの説明会の中で行っていくこととなりますけれども、前段に、被災市街地復興推進地域の指定に向けて3日間、10月に地域の方々と説明会、お話し合いを設けたところでございます。そういった中で土地利用計画のイメージ図を示し、そういった中で今後都市計画としての事業決定を行いながら、新たな土地区画整理事業を導入しながら、地盤のかさ上げ、そういったものも含め、都市機能の面的な一体的な整備を行っていくという流れでございます。

実際の事業計画の決定につきましては、まだ河川の部分、国道の部分、JRと主要な都市機能が方向性がまだ煮詰まっていないことから、事業計画の決定という部分には至っておりませんが、今後それらが方針が決まり次第来年度には事業計画決定を行い、事業に着手を進めていきたいというふうに考えております。そういった中で、改めて今回のイメージ図をもとに、新たな都市計画決定も出されていくものというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 解除されたのは志津川地域だけだと、旧市街地だというふうにお話してございますけれども、それにつけても、建築許可がもし申請によって知事から認可されたという場合には、建てていいということになるんですよね、広報の文面を見ますと。そうすると、都市計画も何も、あるいは土地利用に対する制限もなしに町の考え方がなしに、従来の自分の敷地に建てていいということになっていくわけですよね。

その辺が、町が今進めている高台移転との、あるいは、宅地を買う金も出さないで、「先のおらいのやすぎの跡さ建てるかな」というふうになられると思うんです。そこを、私は聞きたいんです。だから、そういう迷いを被災者に与えないように、先ほど言いましたように、もうこの人たちはここに住んでもらいたいんだというような、そういうお示しの仕方もやっぱり必要じゃないかなと、そうあるべきだと、私はそういうふうに考えるし、住民そのものが、被災者そのものが、そういうふうに話をしているんですよ、私が接触したその町の人たちが。そういう迷いを払拭するために、やはり町の方針としては高台ですよというふうに考えるべきじゃないかなというふうに思います。課長から、高台移転はあくまでも合意形成でやるんだと。もちろんそのとおりでございます。そういう中であっても、その土地利用計画というものが、やはり示された中での合意形成というような形になろうかと思しますので、町のそういう考え方をはっきりやっぱり示すべきだろうと、そういうふうに思います。ぜひそういうことを執行部みんなで協議してもらいたいなと、そういう提案が必要だろうと、そういうふうに思います。

それと、その素案を提示するに当たって、現場のこう探査とか調査、それはなされてあったのかどうか。あるいは、その机上のイメージと言いますか、机上の論というのはあるんですけども、机上のイメージで図面を書きまして出したのか。あるいは地図ぐらいは見て、あるいは等高線状態を考えた中で、そういうもので、この辺だったら大丈夫だろうと、この高台だったら大丈夫、ここだったら海水域から15メートル上がってる、あるいは20メートル上がっているからこの高台にしましょうというようなそういう考え方でやったのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 被災市街地復興推進地域の建築規制でございますけれども、これも住民説明会でいろいろ説明はしてございます。それで、敷地面積が300平米以内で、木造で2階建て程度ということで、これからいろんなその区画整理とかそういう事業が入っていった

場合に、除去するのにやりやすいようなどころまでしか許可できておりません。

それから、あと仮設建築物については、従来どおり許可ができます。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 議員ご指摘のとおり、住民にいろんな迷いがあるというのは私どもも重々承知をしております。国の制度がもう少し早く決まるものと思いながら、その制度を待ってからということで今の説明会を開催するということでしてはりましたが、これ以上国の制度は法案としては通りましたが、運用面がなかなかまだ見えてきていない状況の中で、このまま住民の迷いをそのまま解消できないまま年を越すのはいかがなものかといった部分もございまして、そういった考えのもと、ある程度の材料も整ったということで、住民不安を解消すべく一定の高台移転という方向性をもう一度行政の方から各地域にお示しをして、現在その説明会を行っているところでございます。

それと、その土地利用のイメージ図を各地域ごとをお示ししておりますが、当然お金をかけて具体の測量するという、そこまではまだ至ってはおりません。あくまでも机上での等高線を見ながらで、一定の高さを設けつつ、どれぐらいの宅地の面積がその場所で確保できるか、また、高さはどれぐらいになるか、そういったものをお示しながら現在も行っているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 一般質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。再開は11時20分。

午前11時05分 休憩

---

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 先ほど建設課長あるいは復興課長からご答弁ありましたけれども、建設課長にもう一度お尋ねしますけれども、何もこの広報にこだわるわけじゃないんですけども、これには明らかにその新築もしていいんだとか、先にも申し上げましたけれども、うちは形としては残っていないからつくる人は新たにということになるんだけれども、これは宅地を言っている文言ですよ。住宅ですよ。町の方針としては職住分離ということで、町の白場はやっぱり建てていいということ、これどうなんですか。建てていいというふうに、先の考え方とまたここでこう違って来たんじゃないか、その辺、余り言わなくてもわかると思うから、お答え願いたいと思います。

さらには、その町の都市計画が、あるいは土地利用がどうなっているのかというのが、やっぱり疑問符ですよ、これは。県のその指示がない、国の方針が定まらないということだけでなく、町自体、南三陸町自体どうするかということをやっぴり考えるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺も含めてお答え願いたいと思います。

さらに、震災復興課長は、高台移転はあくまでもこう決まってるんだということなんだけれども、高台移転のその候補地はなるほど決まってるんですけども、候補地をどれほどの面積にするか、あるいは、その山ですから、雑木のその切り方ぐらい始まる様子ぐらい見せたら、どうなんでしょう。「一向に進まない」という、その被災町民は言ってるんですよ。仮設にはいつまでも入ってられないんだと、2年間だと。「いや、これは2年以上の延びますから」とは言ってるんだけど、だけれども、私が決めるわけじゃないから、2年以上延びるかどうかわからない。決められるのは2年だから。「4畳半で私はあの世さ行きたくない」と言う人もおりました。事実私のうちまで来たんですよ、そういう人たちが。それにもかかわらず、9カ月たって候補地は設定されたんだけど、そこが一向になぼそれ何ぼ、木切らないで、すぐブルかけるのであればいつときにできるかもしれないけれども、木切ってそいつ片づけて根っこ起こして、測量かけて造成するまでには容易でないでしょう。国で決まってからですか、そいつやれないのですか。候補地決まって高台移転するということ希望者があるんですから、そういうところをやっぴり考えて一歩前進してもらいたいと、そういうふうに私は思いますが、その辺も含めて先ほどの答弁に対しての再質問でございますから、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 住宅建ててもいいということではございませんので、将来行うべき市街地の整備、ここに収納ならないようなものについては、知事が許可をしますということで、当然そこに事業が入ってくれば、建てた施設については除却をせざるを得ないということが出てきますので、そういう前提のもとに、ここを区域を制限をしていくということでございますので、この簡易なものというものが木造で2階以下、しかも敷地が300平米までというふうな、しかも個人所有のみしかちょっと認められていないという、そういう前提がございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 一歩でも進む姿、目に見える形で早く進めるべきだということご指摘かと思っております。私どもも、それにつきましてはそう思っております。ただ、町の財源

でどうしても難しいと、すべてを賄うのはすべて難しいということもございまして、国の方にご支援を求めて、国の制度がやっと見えてきたという状況です。これからは当然のことながら、少しでもスピードアップを図ってやっていきたいというふうに思います。ただ、きのうの一般質問でも町長の方からお答えいたしました、あくまでも志津川地域だけの話ではないんですが、地域の合意形成がなされないと、一方的に町が進めるというのはコミュニティーを継承できない、そういったケースにもなりますので、その辺は地域ともう少し合意形成を図った上で、やれるところは一步でも早く、一日でも早くやっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鈴木議員おっしゃるようにちょっとわかりづらい部分ございます。いずれ地域説明会等々含めまして、これまでも説明してまいりましたし、それから、これからもまだ会場ございますので、そちらの方でも説明をさせていきたいというふうに考えております。ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 建設課長さんね、広報の7ページには、失礼しました、「被災市街地復興推進地域内での」と置きまして文言で書かれてあるわけです。そこには、「建築物の新築、改築、増築」と、こういうふうにはっきりうたわれてあるわけですね。そういうことからすると、繰り返すようですけども、「ここさおらいで建ててよかったんだ」と言う人もあるかもしれないし、あるいは、「何ぼしたって私はその高台移転、それは安心して住めるところを望む」と言う人も、つまり、町で、国の財源、県の財源が決まらないうちはやれないという話もありますけれども、それと同じなんです、各被災者も。そういうことの中で、高台に本当は行きたいんだけど、「おれたちは年とった何だから、ここさ、ほんで建ててみるか」というような思いになるわけです。そういうことのないように、やはり取り計らうべきだと。町長は今後みんなで話し合いながらその辺も含めて検討するというところでございますけれども、ぜひそういうことを早めて町民に知らせるべきだろうというふうに思います。これは、被災地の被災者から話されてあったことを、代弁して私申し上げておるわけでございますから、ぜひそういうことをおくみ取りいただきまして対応策を考えていただきたいなというふうに思います。

それと、復興課長にお尋ねしますけれども、その財源確保ができないから、なかなかそこへ踏み切れないということなんだけれども、今度の例えばアンケートによって、「私も旧市街地

に戻ります」、そういうふうになると、ますますその造成を考えていた範囲というものはこう狭められてくるようにも思います。したがって被災住民は、きょうの新聞に上がってたんだけれども、逃げなくてもいい場所、あるいは、避難しなくてもいい場所、そういう場所は高台だということで何回も繰り返すようですけども、70%の人が、「町で示した高台に住みますよ」ということを言ってるんですから。こいつはアンケートをとったんでしょう、70%。町長は、前段、「それは、これから策定するための問題だ」と言ったけれども、既にそれは高台だというふうに住民の気持ちをくみ取って、私はそれに向けて進めていいと、こういうふうに思います。こういうふうに思いますよ。それは、例えばきのうもお話しされてあったんだけど、歌津地区ではもう集団移転を目指して自発的に宅地を、あるいは道路工事等も含めて着手したんです。それにもかかわらず町の方針が進まないというのは、私はいささかどうなのかなというふうな思いがしてならないのでございます。その歌津地区なんですけれども、歌津地区に対しては、町としての対応策あるいは支援策はどういうふうにお考えなのか。

それから、さらに、その宅地造成は一応その素案イメージで示したとおりに思いますけれども、町有地とか国有地のその土地利用はすぐとりかかれる条件のものでないかなと、私はこう思いますかね。その辺はどういうふうに考えてあるのか。あるいは、先の議会でそういう提案もあったはずですから、そういうようなところも含めてその造成に取りかかる、いち早く取りかかれるところ、あるいは復興住宅、公営住宅、そういうものも考えての土地利用計画、そういうふうに思いますが、この辺はどうなんですか。お答え願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 広報に掲載しておりますものについては、建築基準法の84で、前回のとちょっと比較したような形でちょっとここ上げているものですから、この制度をもう少しホームページをこう見ればこうわかるんですけども、ただインターネット持ってない方も相当おられますので、何らかの方法で皆さんにこの制度の詳細について周知をさせていただきたいと思っておりますし、また、いろいろ説明会もありますので、そういう際に、この辺もお話しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず最初に、歌津地区でもう既に個別的な移転が始まっており、それに対しての支援というお話しでございましたが、歌津地区にかかわらず個別での支援につきましては、ある一定の方向性で国の方でも柔軟な対応を現在考えているところで

ございます。その個別支援につきましての具体的内容につきましては、ただいま行っております説明会の中でお示しをしているところでございます。

いずれ個人の財産形成に対して直接に補助という部分では防災集団移転にしても、個別移転にしてもございませんが、家を建てる場合、土地を買う場合、そういった場合の、ローンを借りた場合の金利に対する助成という中では、両方ともほぼ同じような条件での支援内容となっております。

それと、2点目の町有地の活用の部分ですが、この件につきましては、以前から議会等でご指摘を受けている部分ではございます。当然すぐにその地域の方々がそこを、町有地を望めば、それは有効な一つの土地であるということについては考えられると思います。ただ、その町有地そのものがあるから、そこに造成を、そこに公営住宅をとった場合に、その周りが一体的にコミュニティーが図れない、そういった点になった場合、集落が点になった場合を考えますと、町有地であろうが民有地であろうが、コミュニティーを維持していくというのが今回の大きなテーマにもなっておりますので、できるならば町有地を活用したいという気持ちは当然土地代が安く済みますので有効かと思いますが、コミュニティーの維持という部分も当然考えつつ候補地を地域の方々と相談しながら選定していくという考え方でございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町長にも今の質問に対しては答えていただきたかったなというふうに思いますけれども、私は町長に対する質問をしているわけですから、その中でも課長さんたちも細部の検討で話されていると思うんですけれども、そういうことを踏まえて今後の質問に対してご答弁を賜りたいと思います。

国土交通省の省令でも決まっているんですけれども、防災のための集団移転促進事業は、今復興課長から申されたように、コミュニティーを最重要視して団地形成も考えたいというふうなことでございましたけれども、当分の間は、今までの条例だと10戸あったのを、それで5戸に、5戸をまとめればいいんだとか。20戸だったそういう法令を、それでは、10戸にしましょうと。10世帯がもしやろうとすれば、その辺については、その国としての支援がありますよということをはっきり示してあるわけなんですよね。だから、そういうものをやっぱり活用していただきたいなというふうに思います。

それで、その歌津地区等々の既にこう協議会がつくられて、あるいは、その事業の推進も集団で始めている、始めようとしている、そういう人たちに対しても、ただいまの集団移転の

促進事業からすれば、当然対象にしていただける支援策があるんじゃないかなというふうに思いますので、どうぞそういうことを考えた中で、ぜひすぐ始めている人たちに応援してやっていただきたいなど、そんなふうに思います。

次に、その流出した、あるいは浸水をしている農地の復元でございます。南三陸町には、田畑合わせて450町歩ほどの土地利用が流出あるいは浸水したというふうに思っております。そういう土地の利用をどういうふうに再生を図っていくのか。どういうふうに町としてはその方向性を決めているのか。この辺をお伺いいたしたいと思います。

例えば先ほど家屋のことで境界の話をしたけれども、農地の面などはさらに境界線がわからなくなっております。だから、こういうものの区画整理というものは、どういうふうにこう考えているとか、あるいは、畑だったら来年から作付ができるような盛り土にすればいいのかなとか。そういうようなこと。あるいは、田んぼだったら、田んぼだって来年からつくれるようにするには、瓦れきも撤去されたし、あるいは、水を張って除塩作業に移りたいとかそういう、今の状態でなくて、もっと前に進める取りかかれる状態に瓦れき撤去がなされたんだと、その先が見えないんですよ。その先が進まないんですよ。そういうところをどういうふうにこう考えているか。これは、ひとつ農業に関係することでございますので、お願いしたいと思います。

さらには、林業の関係からすれば、浸水を受けた、例えば398沿いの浸水された枯れ果てた杉の木とかその他ですね。それから、さらにはこう45号線を下ってまいりますと、そういう光景がいまだに手つかずでおるわけです。こういうものを、どういうふうにこう処理していくのか。その処理の方法がいつ取り組むのか。そういうこともあわせてひとつお願いしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 農地の関係でございますが、これは、国の方として災害復旧ということやっていただけるんですが、問題は、耕作意欲があるかないかということが大前提でございますので、その辺はひとつご理解をお願い申し上げたいと。

なお、林業、塩害木につきましては、これは伐採の方向で検討しておりますが、時期等につきましては、担当課からお話をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 農林担当参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、ただいま農地の復旧のことから、最初にちょっとお話し申し上げたいと思います。



今回の3次補正におきまして、復旧だけでなく区画整理も含めた形の中で5カ所選定してございます。その5カ所の中で、権利の移転まで含めて耕作しやすい3反歩ぐらいの面積を目標にしまして整備を進めていくというふうなことで考えておるところでございます。予算計上も今回するというふうなことで計画しております。

それから、林業につきましては、32ヘクタール浸水した区域ございますけれども、そのうち14ヘクタールが南三陸町にしめる割合でございます。これにつきましては、12月末をめどに伐採の所有者からの意向を同意を取りつけることでの確認をとっておるところでございます。年度末をめどに浸水木は伐採をするというふうな予定で進めております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それぞれ計画がなされてあるということ、ぜひ早急に被災農家等々にもお示しをしていいと思うんです。「町でさっぱり構ってくれねえ」というような声を聞かないように。やっぱり瓦れきが終わったから、来年の作付に向けてこういうふう考えてあるんだけれどもどうなんだというふうなお示しが必要であろうというふうに思います。町長言われますように、確かに被災農家、農民からすれば、「おれたちも年だし、何つくっても合わないです。町でどうするんだべな。買い上げてくれるんだべかな」なんて人はたくさんおります、町長言われるとおりに、耕作意欲の問題なんだけれども、ただいま参事から申されたように、意欲をかきたてるような町の方針を示してほしい、こういうふうに私は思うんです。あるいは、そういうことを望んでいるかもしれない。そうすれば、「年も年だけれども、あるいはトラクターもさっぱと流してしまったけれども、頼んでも、米つくってみるか」というふうになるんだけれども、何、米つくっても赤字、ベコ飼っても赤字、野菜つくったってさっぱり飼料当てにもならないというのが今の現状ですから。農業やってみればわかるんです。そういう中であって、意欲をどういうふうにしたせるかというのは、やっぱり町の振興課の務めでもあらうと思いますし、町の方針にぜひそういうことも組み入れた中で、事業推進を、あるいは土地利用計画をやってほしいなとそんなふうに思いますが、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件につきましては、従来からJAともいろいろ連携をとりながらやっておりますので、今鈴木議員がおっしゃるように、後押しをするような政策ということでございますので、その辺は今言いましたJAと十二分に連絡とりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私の今回一般質問の通告しておりました部分のおおよその質問については、第1問については終わりますけれども、ぜひ前向きな姿勢、前向きな姿勢というのはイメージ映像ではあるけれども、イメージ素案ではあるけれども、それが基本計画となって実施されるような方向性、それが一日も早い被災地、被災者の望んでいるところでございます。つまり、仮設に入居している被災者の声であります。そういうことをいまいちしくみ取って、説明懇談会なり、あるいはアンケートなり、今徐々に進めておりますけれども、そういうことをいち早く町の推進事業として取り組んでいただきたいなど、そういうことをお願いして、この1問目は終わりたいと思います。

次に、2問目に入らせていただきたいと思います。

質問事項でございますけれども、旧入谷中学校跡地活用はどうなっているのかということで、町長にお尋ねをいたしたいと思います。

進出企業の受け入れに当たって校舎解体年次まで確かに決められておったわけでございますけれども、そうした点からすれば、中学校の校舎解体も早まるだろう。あるいは、その企業も早く来るだろうというふうに、地元の方々なり、あるいはその私たちも希望もあったわけです。ところが、3月11日の震災によりまして、どうなってしまったのか音さがなくなったとうことで気にかけておったところであります。被災避難者初め、何しろ仮設住宅入居者に近いせいもありますか、お茶飲み先での話かわかりませんが、その「仕事がないんだ」と、あるいは、その「勤め先が何とか見つけてくれないかね」と、そういう声を多く聞いているわけでございます。この進出企業は雇用創出の面から言いましても早急なこの対応策を講ずるべきでないかなと、そんなふうに考えますが、その一体どうなったのかということのそういう不安を払拭するためにも、来るとすればその受け入れ準備、あるいはその時期がどうなっているんだということで、交渉しているその進捗がわからないわけです。そういう点についてお伺いをいたしたいなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 旧入谷中学校跡地活用はどうなっているのかということについて、お答えをさせていただきたいと思いますが、ご承知のように、旧入谷中学校の跡地利用につきましては、シルク総合開発との利活用の協議が進んでございました。校舎は解体、体育館については有償譲渡、土地は一定期間無償提供ということで議会におきましても一定のご理解をいただいたところであります。平成23年度におきまして、それら条件が整うスケジュールで

進んでおりましたが、3月11日の震災によりまして当初の予定どおりには進まない状況となり、本年4月に当該企業とこれからの取り組みについて協議を行いました。その際、町としましては、校舎、体育館の物資の状況等を説明し、当面事業の休止をお願いをしたところがあります。企業側からは、当初の計画に日程的な変更が生じても工場を設置し操業をしたいという意向でありました。震災から9カ月が経過をいたしまして、校舎については震災後の一定の役割を終えたために、年度内の解体に向けて事務を進めているところがあります。また、体育館は物資の倉庫として利用しており、校庭には仮設住宅を設置しております。震災前とは周辺の環境も大きく変化をいたしておりますが、当初の計画を変更しても操業に向け準備を進めたいという企業側の意向がございますので、協議をしながら事業実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番議員の質問を続行いたします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 午前中で終わるかなと思って始めたけれども、少し延びてしまいました。よろしくお願いいたしたいと思います。

先ほど答弁いただいた件でございますけれども、当初入谷中の跡地活用については、地元の区長会あるいは関係者との受け入れについての話があったわけでございます。その当初相談された企業は、ご承知のように、ロード21、あるいは東北撚糸株式会社、そして現在お話しただいて交渉を続けているシルク総合開発株式会社ということで、ただいま先ほど答弁いただいたのは、シルク総合開発という1社に絞っての答弁でよろしいかと思っておりますけれども、その今後のかかわりと言いますか、シルク総合開発についての今後のかかわりということでお伺いしておきたいなと思っております。つまり、ロード21から話しされたときは、ロード21という株式会社だった。その後東北撚糸が株式会社としてやりたいと、進出したいというような話があったんだけど、現在話を進めているのは、名称はシルク総合開発株式会社だというふうに承っておりますけれども、それでよろしいかどうか、まずもってお伺いしておきたいと思っております。

それから、そのご答弁によりますと、3.11では、その音さたもなくなってさっぱり地元でも「何、企業は来ないんでないか」というような話が広がったわけでございます。そういう中で、そうするといろいろなうわさが飛びまして、ほかの企業が例えば来るんじゃないかと、つまり当該企業と言いますかそういうような企業が来るんだかもしれないと。あるいは、この間などは、その会社来ないから町営住宅にするんだというような話なども伺ってありましたので、前段の本当にシルク総合会社が来てくれるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） シルク総合開発でございます。当該企業も、4月においでいただきまして、当町も体育館含めて物資のいわゆる倉庫として利用するというので、当面見合わせていただきたいとお話をさせていただきましたが、その後いろいろシルク総合開発においでいただきまして、操業に向けて鋭意準備を進めていきたいというふうな考えでございますし、町としても、そういった思いを受けとめて尊重していきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そういうことであれば、地元にも知らせることも必要だろうし、ご答弁のとおり安心して今後聞かれても、「間違いなく、当初の約束どおり来るんだ」というふうに話ができるものだと思っております。

それで、要するにいま一つ聞いておきたいのは、まだ本契約そのものは、これはどうなっているんですかね。確実に賃貸契約が結ばれたものか、先ほどお話しのように併設している体育館は有償で解体しないでまず貸し付けるとかというような話もありますので、その辺もひとつどういうふうな形になっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本契約はまだ行ってございません。いずれ近いうちに事業計画を町の方に提出をするということでございますので、その後いろいろお互い話し合いながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ありがとうございます。間違いなく契約までは行くだらうと、確実に来てくれるなど、そういう中で、関連の会社だと思わんですけれども、緊急雇用対策の中で何か南三陸町に雇用の場で支援をしたいんだというような話も聞こえてきているわけなんですけれども、そういう場合の受け入れる体制というか、気構えとか、あるいは考え方、そうい

うものが受け入れられても差し支えないと思うんですが。

というのは、現在入谷には、ふるさと農業の団体で、緊急雇用対策事業が受け入れられて、それで農業の実地体験を兼ねながら作業をしているわけなんですけれども、そういう人たちも含めて、そのシルクが来ていいものか、あるいは、そういうその繭の用意があるから受け入れてもよいとなれば、これは東北撚糸の方では、そのシルク総合開発との合併会社だと思うんですけれども、即送って、緊急雇用に、南三陸町の人たちに尽くしたいというような考え方が届いているので、町の方にはそのことはまだ伝わってはいないか。いないとすれば、もしそういう話があるとすれば受け入れてよいものかどうか、その辺も。町に来ると思うんですけれども、もしそういうものが来たらば雇用したいという方たちがたくさんおりますから、仮設を回って歩くと、「仕事を尋ねてほしい」という人たちが今出てきておりますから、そういうような人たちを雇用しても差し支えないと思いますし、名称ふるさと団体の人たちも受け入れていいと、そういうのにこう組み入れられるものであれば、よこしてもいいというようなことでございますので、その辺は受け入れられるものか、いや、まだ契約していないからだめだとか、その辺をちょっと聞いておきたいと思っておりますけれども。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなかちょっと理解、私できかねるんですが、どういうことなんでしょう。例えばそのどこか法人が、その雇用をこの町で維持してくれると、新しくつくってくれと、そういう企業が来たときに、町として受け入れるのかというご質問なんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） どうも説明が何でしたね。お知らせもしたからかもしれない。

シルク総合開発と関連会社、あるいは合併してのシルク総合開発だと思うんですけれども、その東北撚糸という株式会社では、乾燥繭、大体3.3トンあるそうです。それを切り繭にして、中のさなぎを出して、その加工するんだと。その作業を、つまり切り繭にするまでの作業を区分けするまでの作業を、南三陸町の被災者の雇用ということで持っていきたくないと前々からこう考えていたと。だけれども、さっぱり音信不通、やりとりができないということで今までいたんだけれども、今町長がしっかりとまず契約までこぎつきたいと、あるいはその企業は受け入れたいというはっきりした態度からすれば、そうした連絡が来ると思うんだけど、その場合に、雇用の対応策として受け入れていただきたいなというふうに思うんだけど、この辺はどうですかと。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは、一種の企業活動だと思いますので、そうやって今仕事がない方々いらっしゃると思いますので、そういった法人の方でそういう雇用を雇いたいということであれば、大変我々としてもありがたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 当初地元としても、まずいろいろ入谷中学校の跡地の活用については話もあったんですけども、町からの呼びかけと言いますかそういう中で、区長会では、そうした進出企業があるとすれば、ぜひその、特に養蚕の関係であるということから、知識なり技術なりを生かすことができるだろうということを受け入れてよしということが決まっておったんですけども、この3.11以降音信不通、動きが見えなかったということで不安を思っておったんですけども、ただいまの答弁で理解することができましたので、ぜひそうしたことに向けて、雇用を初めとする地元の会社として盛り上げていけるような体制で迎えていただきたいなど、そういうことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で鈴木春光君の一般質問を終わります。

通告6番星 喜美男君。質問件名、1、建築資材の高騰対策について。2、消防団活動について。以上2件について、総括質問方式による星 喜美男君の登壇発言を許します。7番星 喜美男君。

〔7番 星 喜美男君 登壇〕

○7番（星 喜美男君） 7番は、通告に基づきまして一般質問を行います。総括質問方式で町長に伺います。まず、1問目は、建築資材の高騰対策についてを伺います。

震災から9カ月が過ぎました。震災復興計画も素案が示され、現在は高台移転と住まいに関する住民説明会が行われるなど、いよいよ住宅の再建、住まいの復興に向けて一歩前に踏み出した感じがし、先の見えない暗やみから一筋の光が見えてきた思いがしております。

しかし、復興への道のりはまだまだ険しくて、現在全国的な建築資材の品不足や高騰が起きているということで、今後復興計画に基づいた集団移転、住宅の再建が一斉に進んだときは、需要の増加などから、さらなる建築費の高騰が予想されます。こうした状況は間違いなく復興の足かせになるものと考えられ、現に月日がたつにつれ、そうしたうわさを耳にすることで自力での住宅再建を断念し、公営住宅への入居を希望する声が増えております。発災後の一時期の品不足は、被災地の遠くからの物資が途絶えたことによることも一因となっていたようですが、現在起きているのは、今後の需要を見込んだ商社やハウスメーカーなどの買い占めによるものだそうであり、これは、国や県など行政の厳しい監視と指導が求められるも

のと思いますが、その取り組みについて伺います。

次に、消防団活動について伺います。

東日本大震災では、各地で多くの消防団員が犠牲となっております、本町でも4人の団員が殉職をしております、我が身の危険を顧みず、身を挺して住民の避難誘導に努められた消防団魂に、衷心より敬意を申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

今回の震災では、消防団や民生委員など避難弱者の誘導や支援を行う立場の人が多数犠牲になっております。地震から津波が到達するまでの短時間での避難誘導には限界があり、役割を分担するなど、改めて消防団としての使命と安全の確保について確認をする必要があるものと思いますが、町長はその点についてどのようにお考えか伺います。

次に、震災前から団員不足に悩んでいた地域も多く、震災によりさらに厳しいものとなっていることから、班の再編は避けられないものと考えられます。現在は寄贈された消防車の配備が進められておりますが、消防車を配備したことによって班の再編を困難にすることも予想されるもので、将来を見据えた班の再編を意識した消防車の配備が必要と思いますが、その点についてどのようなお考えかを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星 喜美男議員の一般質問にお答えをさせていただきますが、1点目の建築資材の高騰対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

3月11日に発生をいたしました東日本大震災は、家屋を初め各種公共施設、インフラ等に甚大な被害を与えましたが、同時にこれらの復旧に、緊急的に活用すべき建築資材を供給する工場や製油所、保管場所等にも深刻な影響を与えました。このため、調達が困難となる資材が続出することが想定されたため、政府におきましては、復旧事業を行う国土交通省、資材の製材や流通を管轄する経済産業省、林野庁で構成される、建築資材の確保に関する省庁連絡会議が3月15日に開催されたところであります。この会議において、被災地の復旧に必要な建築資材を確保するため生産拡大が必要な資材を確認し、関係する業界へ協力要請を行い、さらに需供状況の緊急調査を実施をいたしております。また、各省庁を通じて、思惑買いや売り惜しみ等が発生しないよう、実情に基づく適切な発注、在庫の保有抑制を図ることなど建設業者及び流通業者に要請をいたしております。

工場の被災による供給の逼迫については、被害のない地方での増産により対応がなされ、また、通行どめや迂回路等の交通規制は、瓦れきの撤去や幹線道路の復旧により解消され、結果として復興が本格化していないことも要因ではありますが、資材不足、価格高騰は長期

化することなく、現時点では、需給バランスはほぼ震災前の状態に回復しているものと考えられます。

しかし、一部製品によりましては、原材料価格の引き上げの動きが見られ、今後製品価格への転嫁が予想されます。これから震災復旧・復興事業が本格化することから、資材価格の動向には注意し、思惑買いや売り惜しみが起きないように、国、県に、価格の安定に向けた対策を要望してまいりたいと考えております。

次に、ご質問、消防団活動についてお答えをさせていただきますが、消防組織法第1条で、「消防は、施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする」と規定をされております。

まさにこの任務を遂行することが消防団員の使命であることは改めて申すまでもございませんが、凶らずもこの崇高な任務の遂行中に、本町においても消防団員4名が殉職してしまったことは痛恨の極みであり、哀悼の意を表するとともにご冥福をお祈りを申し上げたいというふうに思います。

また、消防団の皆様には、家族の安否が不明など被災しながらも、水陸門閉鎖、人命救助や捜索活動に尽力されましたことにつきましても、敬意を表させていただきたいというふうに思います。今回の大震災では、消防積載車等16台、小型動力ポンプ6台、消防車庫32カ所が流出し、被災しました。消防庁では、年内に検討会議を発足させて、団員の連絡体制や教育方法等について検討を開始するとのことですが、本町におきましても、地域防災計画の見直しとあわせて、特に地震、津波防災に関しましては、消防団員の避難、退路の確認等の安全確保について、県や広域消防からの指導・助言をいただきながら、早急にマニュアルの作成を進めたいと考えております。

次に、団員数の関係では、従前から必要人数の確保を図るために、町担当者、各分団及び各班において努力してまいりましたが、議員ご指摘のとおり、震災後それぞれの事情によりやむなく消防団を退団される方も見られ、慢性的に団員数が確保できない班も現にございます。

また、震災により一時消防機動力の低下が危惧されましたが、他県の市町や日本消防協会から7台の消防ポンプ車等の支援を受け、幹部会議で協議を行い、被災した班に配備をいたしております。しかし、各団員の住まいが仮設住宅や町外に分散してしまっているなど、団員の生活拠点も震災後大きく変容いたしてございまして、消防活動が震災前と同様の体制で臨



めないのも事実であります。したがって、現在は、大きく志津川地区と歌津地区の2つの区分として消防活動をすることに、幹部会議で決定をいたしております。今後復興計画の実施によりまして、居住地の高所移転が進めば、新たな市街地、あるいは集落の形成が図られることとなりますので、その全体図を見据えながら、消防団員定数の見直しとあわせ消防団の班の再編を消防団幹部と協議・調整を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

新しい消防車この設置につきましては、基本は高所移転とし、現時点での考えとしましては、例えばコミュニティー施設との併設での設置などを進めてまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） どうも。再質問を行います。

この建築資材の高騰についてであります。実は今町長の答弁にありましたように、需給価格は震災前と同じぐらいの水準になっておると。私も深く調査をいたしましたところ、現在はまさにそのとおりでありまして、ほとんど横ばい状態になっているようであります。一部ビニール被覆の電線、そういったものは多少値上がり傾向にあるようですが、ほとんど横ばいになっております。ただ、このような状況にありながらも、明らかに建築価格、建設価格は高騰しておるようでありまして、現にうちの町でも早期に工場等の再建をいたしました例を見ますと、非常に破格な単価と言いますか示されまして、それでいろいろ交渉を詰めていくと非常に大きい、例えば億単位の工場等の場合ですと、2,000万円だ3,000万円だといったような値引きが割と簡単に行われていると、そういった例もあります。また、もう一つの例ですと、当初の設計事務所の見積もり価格とその後の業者が入った価格とでは倍近くの違いが出ておったということで、それも交渉によって大分低く抑えることができたということで、いわゆる多分この資材不足というのは実は狂言と言いますか、その建築価格を高騰させるためのこう言いわけのような感じで使われておったのかなと、そのような感じがいたしまして、いわゆる根拠のない値上げが高騰が、実は業界と言いますか建築の現場では行われておるのかなというそのような感じがいたしております。品不足はそれでもまだ多少はあるようでありまして、明らかに買い占めではないものにしても、そのメーカー等が抱え込んでおって、なかなか地方にはそういった資材等が回ってきづらくなっておることによって、多少の、高騰には至らないまでも建築現場での非常に人手不足も含めた中で、こう高騰の一因になるようなちょっと要因は含んでおるのかなと、そんな感じがいたしております。

そして、もう一つ今言いました人手不足によって人件費が2倍だ3倍だといった、そういった業者が引き抜きに走ることで、大分この建築費が高騰しておるといふことがありまして、これは、ある意味悪質な部類なのかなという感じがいたしまして、そういったところはやはり厳しく監視をして、場合によっては、そういった業者の氏名を公表するなどして厳しい姿勢で臨んでいく必要があるのかなと、そのような感じがいたしております、町長も、これは強く国、県に声をかけていく必要があるのかなと、そのように思っております。

次に、消防についてですが、今回は、地震から津波までの到達するまでの時間というものがおよそ30分ぐらいありました。しかし、1人の人がある程度避難弱者を誘導する、また支援をするというのは限界があるものと思ひまして、ある程度マニュアルの中で、せいぜい1組の1人の人を避難をさせれば、それで次にまた2人目を避難をさせる、例えばの話なんです、というのはかなり無理があるのかなと、まして想定されるのが今回30分であっても、基本的には20分なり15分の中で何ができるのかなと、そういったことの地域防災計画といったものを、マニュアルをつくっていく必要があるのかなと、そのように感じております。そういった意味では、ある程度事前の役割分担というものをしっかりと明確にしておいて、そして、後で団員が悔いを残さないような、与えられた職務を全うできたという納得のできるようなそういった環境と言いますか、マニュアルといったものをきちっと確認をしていく必要があるのかなと、そのように思っております。これは現在も消防団は活動しておるわけでありまして、早い時期にそういった確認というものが行われていくべきだろうと、そのように思っております。

次に、班の再編についてですが、現時点でちょっと再編の話は時期尚早な感じもいたしますが、集団移転等の見通しも立たない時期であります、先ほども言いましたように、私も消防団の経験がありますし、また、以前は積載車などの地元負担があったことでおさらだつたんですが、なかなかこう消防車を配備してしまうと、その後の統合というものが非常に難しさをこう増してくるのかなと、そのような感じがいたしております、そういったことを意識しながら消防車を配備していくための、将来を見通した配備のあり方というものを十分検討しながら進めていくべきだろうと、そのように考えております。それらの点について伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 資材の高騰の部分でございますが、ご案内のとおり、これまで住宅着工ですが、平成20年度までは、大体100万戸年間超していたんですが、これが年々景気の低迷と

いうこともございまして、どんどん着工戸数が減ってきたと、そういった中であって資材の乱売と言いますか、そういうようなのがあったのもひとつ指摘をいただいているところでございますが、いずれにしましても、先ほど言いましたように一部今電線のお話しも出ました。あと、アスファルトも若干の値上がりがありますが、それ以外につきましては、ほぼ横ばいという状況で推移をしていることとございまして、また、あわせて今ご指摘ありましたように、人件費等が、人手不足ということでこれが大変高騰しているということがございます。それがトータルとして建築の価格にはね返ってきていると、そういう状況もございまして、ただいずれ資材高騰の部分につきましては、政府の方も監視を強化するというので打ち出しておりますので、その辺は我々としても国あるいは県の方に対しても、この辺についての監視強化について要望あるいはお願いをしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、消防の関係でございますが、いろいろお話しございましたように、今回広域消防、それから消防団、犠牲になられた方々いらっしゃいました。その中で、今広域消防の方では、いわゆる命を守るということについての今安全マニュアルの検証を行ってございます。来年にはそれができ上がってくるということになりますので、そういった資料等をちょうだいしながら、当町の消防団の皆さんの安全、それをしっかり守っていく必要があるというふうに考えております。

また、消防団も定数630名なんですが、実質今555名、退団した方も10名ということでございまして、それぞれ消防団の皆さんも仮設住宅あるいは町外にお住まいということで、もうそれぞれの生活基盤が異なっている状況にございまして、また、あわせてご案内のとおり、防災高台移転と言いますか、集落がまた新たなものが形成をされていくということになりますので、当然のごとく班の編成をいうことについては、避けて通れないんだろうというふうに思います。いずれにしましても、こういった分野につきましては、消防団の幹部の皆さんとご相談をしながら、今後のこの地域の消防防災のあり方ということについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ひとつ懸念がされますのが、先日の新聞等でも出てたんですが、震災後の瓦れき処理等も含めた公共事業が、仙台市でも非常に落札率が高くなっておるということで、当然うちの町でもかなり高くなっておるのかなという感じがいたしております、これは随意契約などによってのものだということではありますが、これは、ある意味地元の景気対策、雇用対策という意味でとらえていけば、それはそれで必要な部分ではあると思います。

すが、ひとつ懸念がされるのが、こういった公共事業のそういった単価とコストというものが、どうしてもそのまま民間の事業をする際にもそれがもとに算出をされていくというのが過去の例でありまして、そうしたものが高騰の一因になってしまう場合もありますので、その辺はもう十分やはり今後町としても注目をしていくべきであろうと思います。そして、先ほども言いましたが、今後、うちの町だけじゃなく被災地全域が一斉に復興計画に基づいた建築なり、住居等の再建が進むわけでありまして、明らかに人手不足と、またそういった建築資材等の需要が拡大、高まるわけでありまして、そういったことが今後必ず高騰への一つの原因となっていくものと思いますが、ある人の話しですと、「そもそも価格というのは需要と供給の接点で、これまで従来ですと決まってきたものですが、今回のような場合は、やはりそういったことではなくて、供給側の節度で決めるべきであろう」と、そういったことを言っている人もありまして、まさにいい言葉だなという感じがいたしました。そういったことで、今後十分に注目して監視をしていくべきだろうと思います。

次に、消防団についてですが、先ほど申し上げましたように、ある程度消防団員としての職務というものを、使命というものも当然果たさなくてはいけないものだろうと思いますが、一定のマニュアルに基づいた行動の中で、やはり団員が後で悔いを残すようなことにならないような、納得のさせられるようなマニュアルというものをしっかりとつくってほしいと思います。

あと、再編については、ちょっと今の段階で深く踏み込んだ話は当然できないものと思いますが、今後しっかりとした計画に基づいて進めていただきたいと、そのように思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これから復興に向けた大変長い道のりを歩かなければならないわけでありまして、そういった意味におきましては、事業量も大変膨大な事業量になってくるというふうに思います。現時点におきましても、やはり非常に発注事業多ございまして、他県、あるいは他市の例を見ますと、応札が1者とか、あるいは応札がないとかと、そういうふうな状況も現実にございます。そういった中にありまして、適正な価格で発注をしていくということが大変重要だろうというふうに思います。特に、事業の発注に当たりましては、過日の平野復興大臣との話しの中にもいわゆるコスト意識をしっかりと持っていただきたいというお話をいただきましたので、そういうことも含めて町としてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、大事なことです。消防団の団員の皆さん、使命と、反面生命をどう守るのかとい

うことについての、その辺の考え方ということについても、我々としてしっかりと胸にとめながら対応に当たっていきたいというふうに考えておりますので、今後ともひとつご指導をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で星 喜美男君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第3 陳情14の1 死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する要望

○議長（後藤清喜君） 日程第3、陳情14の1 死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する要望を議題といたします。

お諮りいたします。

この陳情は、民生教育常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、この陳情は、民生教育常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

○事務局 議員さん議案書の用意をお願いします。

---

#### 日程第4 報告第3号 平成22年度決算における南三陸町健全化判断比率について

#### 日程第5 報告第4号 平成22年度決算における南三陸町資金不足比率について

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。

日程第4、報告第3号平成22年度決算における南三陸町健全化判断比率について、日程第5、報告第4号平成22年度決算における南三陸町資金不足比率について。

お諮りいたします。

以上2案は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号平成22年度決算における南三陸町健全化判断比率について、並びに報告第4号平成22年度決算における南三陸町資金不足比率について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成22年度決算における財政の健全性に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成22年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添え報告するものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

健全化判断比率の報告書でございます。

これから、本町の健全化判断比率について説明をさせていただきたいと思います。

最初にこの実質赤字比率でございますけれども、これにつきましては、一般会計の実質収支が標準財政規模に占める割合でございます。平成22年度におきましては、一般会計は黒字決算のため赤字が発生しておりません。したがって、健全化判断比率はマイナスという表示になります。

続きまして、連結実質赤字比率でございますけれども、これにつきましては、一般会計を含む12会計すべての実質収支が標準財政規模に占める割合でございますけれども、12会計すべてを合算いたしますと黒字決算のため赤字は発生しておりませんので、本欄につきましてもマイナス表示ということになります。

次に、実質公債費比率でございますけれども、これは、標準財政規模に占める公債費の占める割合でございますが、公債費の中には、公営企業一部事務組合に繰り出した額のうちから公債費に使われた額も含まれます。比率は3カ年の平均であらわされておりまして、本年度3カ年の平均は14.2%ということで、昨年度と全く同じ比率でございます。昨年度も14.2%でございます。

それから、将来負担比率でございますけれども、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますけれども、本年度は75.3%となります。昨年度は

106.5%でございますので、昨年度に比べましてマイナスの31.2ポイント減少してございます。この要因でございますけれども、分母、分子の関係なんです、分子の方には、将来負担のすべき額がございまして、このうち退職手当負担額が、今回は大震災によりまして職員数が減少したことによりまして約4億円減少してございます。分子が4億円減少してございます。それから、分母でございますが、これは標準財政規模が大きく占めるわけでございますが、これは標準財政規模が昨年度より3億円増加をいたしました。したがって、分母がふえ分子が減少したということで、75.3%というふうな数字になります。

したがって、実質赤字比率から将来負担比率まで、いずれも早期健全化基準の範囲内でございます。

なお、この早期健全化基準、当町の場合ですと、実質赤字比率が14.58%、連結実質赤字比率19.58%、実質公債費比率が25.0%、将来負担比率350.0%でございますけれども、この早期健全化基準といえますのは、いわゆるイエローカードということになりまして、この4つの指標のうち1つでも早期健全化基準以上になりますと、赤字解消のための財政健全化計画を策定して、議会の議決を経て、知事に報告、そういった義務が生じてまいります。

それから、財政再生基準でございますが、これはいわゆるレッドカードということになりまして、以前の再建準用団体ということになります。いわゆるこの3つの指標のうち、そういった数字を超えますと、財政再生基準ということで財政再生計画を作成して総務大臣等へ報告と、当然起債等の制限を受けることとなります。

以上が、健全化判断比率の報告でございます。

次に、4ページ目でございますが、資金不足比率報告でございます。

これは、公営企業会計ごとの資金不足が、事業規模に占める割合でございますけれども、この表のうち、上から3つの事業は、法非適事業、いわゆる市場、漁業集落、公共下水事業は、法非適事業となります。この3つの会計につきましては、一般会計と同様に実質赤字額が発生した場合に算定されます。今回3つの会計とも赤字は発生しておりませんので、資金不足比率はマイナス表示ということになります。

それから、水道事業から訪問看護事業会計、この3つの会計につきましては、法適用企業ということになります。法適用企業の場合は計算方法が違っておりまして、流動負債が流動資産を超えた場合、いわゆる不良債務が発生した場合に、ここに資金不足が生じてまいります。今年度病院事業会計では、596万4,000円の不良債務が発生をいたしました。ということで、算定の結果0.5%という資金不足が発生してございます。ということで、6会計のうち病院事業

会計については資金不足が0.5%生じてございますが、その右の方に経営健全化基準というのがございまして、いずれも20%を超えますとそういう該当しますが、本年度の場合、病院事業会計につきましても20%以下ということでございますので、あわせてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初に、その健全化判断比率、本町の今数字がここに出されておるんですが、その標準というんですか健全化のパーセントというのは、各この項目ごとに何パーセントであれば健全化ですよという数字があると思うんですが、それはどのようにしておるのかですね。

それから、この資金不足の関係ですけれども、病院事業会計が0.5%の不足をするというお話しでありました。先般の議会で、今後この病院運営事業につきましては、年間5億円ぐらいの赤字が推移するだろうというようなお話がありまして、大変なことだなというふうに思っております。この新しい病院を今建設しておるんですけれども、一日も早く建設を終えて、そうしますと多くの患者さんが来るわけでありまして、運営の方もよくなるのかなという推測もするわけでありまして、問題は、この工期であります。先般も私も質問したんですが、来年の3月9日工期ということで、今事業が着々と進められておるわけでありまして、工期内に完成して一日も早く開業して多くの患者さんが来ていただいて、そして、この病院運営、経営も赤字がならないようにと、資金不足がならないようにということで進んでもらえばいいんですが、もしその何らかの関係で工期延長、あるいは工期内に完成ができなくて難しいというようなことになった場合において、そうしますと、病院開業がおくれるわけですから、収入が少ないわけでありまして、そういったときの、その業者さんとの違約金と言うんですか、工事が延びたために収入が得られなかった場合の違反金と言うんですか、違約金と言うんですか、その辺のところはどうなっておるのか。もし請求する際に、どれだけの金額になるのか。算出しているかどうかよくわかりませんが、そういったところの町としての考えはどのようにあるのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） この健全化判断比率に標準的なものがあるのかということでございますが、4つの指標ともそういうものはございません。いわゆるこの真ん中の早期健全化基



準以内に努力すべきだということでございます。

財政再生基準、いわゆる財政再生団体にならないために、このいわゆる早期健全化基準というのも設けました。ここの数字にならないように、各自治体はその努力すべきだということで、こういった早期健全化基準というのが設けられてございますので、我々としては、この基準にならないように財政運営をすると、そういったのが一つの考え方でございます。

以前は起債制限比率とか実質公債費比率とかございましたが、今ございませんので、そういった幾らが標準かというものは今はございませんので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 工期につきましては、今3月9日ということで、そこまで到達できるように工程会議はしております。ただ外構工事等がそこまでできるかどうかというのはまだしっかり整理ができておりませんので、その辺外構工事が仮に延びても、年度内に完成できるのではないかとこのふうな今見通しを持っております。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 工事が終わらなかった場合の、その経営的なものがどうなるかという内容でございますけれども、一応確かに診療所が新しくなれば、患者数がふえるのかなというふうには思います。ただ一番の問題は、やっぱり今2カ所で経営しているというのが、やっぱり一番こう効率性に欠けるのかなという内容がありますので、若干はやっぱり収入は上がってくるものの、経営的には、前に5億円というたしかお話ししましたんですけれども、5億円がどれぐらいに縮まるのかなということでございますけれども、実際に1億円ぐらい減ってこれれば、その2カ所でやってくる場合には、やはり4億円ぐらいの赤字になるのかなというふうには考えてます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その早期健全化基準にまでは大丈夫だというような見方、考え方に立つのかなという思いもするんですけれども、基準額はないということで、それはわかりましたけれども、なくてもやはり幾らかでも少なければいいんでありますから、そういうことで、この件につきましては了解いたしました。

病院の方であります、今事務長おっしゃいましたように、やはり一日も早く2カ所を1カ所にして、幾らかでも赤字とか、要するに資金不足を防がなければならないというようなことで今お話をしているわけでありまして、工期が大丈夫かということで、それも心配がある

んですが、やはり一日おけるとそういった問題が起きてくるから、そういった場合には業者さんとのその契約の取り交わしの中で、企業会計、企業ですから、ある程度の損害金というか違約金というか、そういったものも発生する可能性もあるんじゃないかなど。そういった場合に、町の対応というかその契約の条項の中にそういったもろもろの項目、条項がうたわれてあるのかどうなのかです。その際には、きちんと1日おくれれば幾らぐらいの損害ですよとか、そういったものも打ち出しておかなくてもいいのかどうなのかです。この工事の請負契約と病院との経営の問題と工期の問題とこう絡まってしまってるんですけれども、その辺のところの、まず取り決め方というのはどのようになっているのかということです。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 議員のご指摘のとおり、通常の建築と違って事業運営にかかわる。それが、収支にかかわる事案であるということは、ご指摘のとおりだと思いますけれども、率直に申し上げまして、一々全部の項目をちょっと記憶してごさいませんが、今回の工事も一般的な工事請負契約という形で工事請負締結しているものというふうに認識してごさいますので、今ご指摘のような部分についてまで詳細については、そういった経営等のかかわりの分にかかる、その契約については、今回記載してない。想定していなかったということでごさいますけれども、いずれ一般的な契約といえども、それは業者側の瑕疵にかかわる部分であれば、当然そういうものは事業運営にかかわるものでなくても出てくるわけでごさいますけれども、ただ、さっき建設課長がお話ししたように、時期的なもの、いろんなもろもろの合理的な理由がそこに存在すれば、例えば工期の若干の延長とか、それはあり得ることだというふうに認識してごさいますけれども、ただご指摘の事案については、確かにそれがすぐ事業運営にかかわる件だということでごさいますので、別々の契約でやってごさいますけれども同じ工事現場でやっておりますので、少なくとも病院の方については、仮庁舎とは別に、やっぱりその分はしっかりそういったもののご懸念のないような形で施工してもらうように、業者側にもそこはしっかり施工についてお話をしておきたいというように思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにごさいませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 平成22年度は、健全な運営だったと、そういうことで今ちょっと報告がありました。問題は、これからだと思います。私、この意見書の中の3ページのところをちょっとずっと見てたんですけれども、将来負担比率についてということで、ずっとこうH、それからI、J、K、Bと、いろいろ載ってました。その中で、本当に今後の将来、この町

としてのあり方というか、これはどういうふうになるんだろうなと思ってちょっと心配しながら見ておりました。ちょっと1点だけお聞きしますが、この第241条の基金の中の合併特例債、この返還の時期、たしか私何か10年というような記憶があるんですが、その辺で返還時期、そしてどういうふうにこれがなっていくか。今までと変わらないのか。それとも、変更になったのか。その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の震災で、そういった期間の変更はございませんが、借入れをして20年で償還ということでございますので、その時期については変更はございません。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 20年で償還ということなんですが、これはやっぱりもっと長く延ばして、そういうこう動きもあってもいいのかと思いました。

というのは、私はこれ見ててちょっと心配したのは、今後のいろんなこう復興計画の中で、公債費がもっともって今度上がってくるんじゃないかということがまず一つ心配します。それから、今言いましたように合併特例債の返還を、これ何とかこう国にもっと長い期間でというようなことでできないかなということも考えましたし、それから、ちょっと心配しているのは、そういうこう町の経営的な健全化の中で、いろいろこう町民の負担が今後平成24年度あたりから負担がふえてくるんじゃないかなと。現在は平成23年度はいろいろ減免処置なんかもありますけれども、例えば国保とか水道料金とかそういうものがどんどん上がってきて、町民の負担がふえるんじゃないかなという気がしましたので、その辺をちょっと心配しております。そういうことで、今全体的には、今後の将来の復興計画の中で出てくるとは思うんですが、見通しとして、そういうことが払拭されるかどうかということ、私が今心配している問題なんです、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 地方債の現在高というのは非常に我々も注意して見てるんですが、現在107億円の地方債あるんでございますけれども、これを償還するのに、国等から、いわゆる基準財政需要額に算定されて、いわゆる国から交付されます。いろいろあるんですが、そういうことで、最終的には、現在107億円のうち一般財源で支払わなければならないのは38億円なんです。ほかの70億円相当につきましては、そういった交付税等、あるいはそういったもので交付される、そういったことでございます。

それで、今標準財政規模が50億円でございますので、将来負担比率が75.3ということになる

んですが、そういうことで、一般会計だけで払う地方債と、そういう後々交付税に算入される地方債、いろいろございますので、そういった将来交付される特定財源も加味しながら地方債を借りているということでございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

特例債の償還期間は、これは決められてございますので、世論的なものでございますから、町でこう延ばせるとか延ばせないとかということではございませんが、発行期間が今回延びるようでございます。10年から12年になるのか、13年になるのか。今回の震災によりまして、当初10年間で合併特例債を発行しなければならなかったんですが、その期間が延びるということで、今制度改正されてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いろいろ考えながらというか、町として大変いろんなこと考えながらやっていただきたいなと思います。

公債費の問題、それから、その合併特例債も、今ちょっと10年から少し制度改正が成ったという話もされましたので、ちょっとその辺私もちょっとこう頭の中にもありましたので、どうなったのかなということでも今質問したわけでありまして。将来本当にそういうことが町民の負担になってくるといことがちょっと心配されるというか、私はそういう懸念を持っていますので、そういうことも踏まえて、ぜひ健全な町財政運営をしていきたいなと、してほしいなと思うんですが、例えば先ほど私ちょっと言いましたように、国保とか水道料金の値上げとかそういうものについての考え方というか、なるべく抑えるとかそういうふうな気持ちで運営していくのかどうかということも含めて最後にお聞きしたいので、答弁お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、今後いろいろ動向、状況等を勘案しながら見ていかなければならないというふうに思いますし、受益と負担の問題という根本的な問題もございますので、その辺は今後いろいろ検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

次に、報告第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

暫時休憩いたします。再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

---

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 12番議員が退席しております。

---

日程第6 議案第113号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第113号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第113号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復興を迅速かつ重点的に行う体制をさらに充実させるため、本町行政組織の一部を改編し、復興企画課及び復興事業推進課を設置するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） それでは、議案参考資料の方にに基づきご説明をさせていただきます。1 ページをお開き願いたいというふうに思います。

行政組織条例につきましては、震災復興計画の策定や震災復興対策を検討するために、本年5月1日に施行いたしまして、現在の震災復興推進課を設置し、対応をしてきたところでございます。

今般国の第3次補正予算が成立し、復興関連事業を迅速に進めるため、行政組織の一部を改編するものでございます。

まず、第2条の第2号、現行の震災復興推進課でございますが、従前の、震災前の企画課に震災復興計画の関連事務を加えた復興企画課と、高台移転、あるいは土地区画整理事業や災害公営住宅の整備など、事業の推進を図るための復興事業推進課というふうに、2つに組織を改編するものでございます。それぞれの事務分掌につきましては、第3条に示してございますが、従前の企画課が所掌して、現在総務課で所掌しております現行の第5号の統計及び広報に関することから、第8号の電子情報に関連事務までを、今回復興企画課に、そして、高台移転等のハード事業部門を復興事業推進課において分掌をするというものでございます。

次に、2 ページ目の下段の方になりますが、改正案のところ、保健福祉課への分掌事務につきまして、現在も既に実施しております被災者支援の事務につきまして、明確に今回定めるものでございます。

また、3 ページになりますが、現在建設課において所掌しております都市計画に関する事務につきまして、今後の土地区画整理事業と一体的に推進するために、復興事業推進課がその事務を担当することに改編するものでございます。

次に、4 ページ、5 ページになりますが、これら行政組織の改編に伴いまして、関係いたします総合計画審議会、都市計画審議会のそれぞれの条例におきまして、それぞれ担当する課をあわせて改正をするものでございます。

以上細部説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11 番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番。今回の大震災の復旧に当たりましての、向こうこれから10年間の復興計画実現のために行政組織の一部を改編するというものでありまして、震災復興推進課が、企画課あるいは復興事業推進課と、いわゆるケーブル部門と現場というふうに分けるといふようなとり方もできるわけですが、そのことは当然のことだろうし必要であろう

など、こう思うわけでありませけれども、先般町長、六、七十人ものマンパワーが足りないと言ったわけでありまして、それもまた現実なんだろうと、職員が40名もの者が亡くなったわけですから当然のことだろうと思うんですが、さて、例えばこう膨大な事業量が今ふえた中で、その震災復興推進課だけの機構改革でいいのかどうかという問題です。例えば建設課等は現状のままでやれるのかという問題を、まずもってお伺いしたい。

それから、当然条例でもってこういうふうに条例制定をして行政組織の改編ということになりますと、当然人員の配置という問題が後についてくるわけですね。そうしたところ、そのマンパワー足りない部分、60名をどのように補って、どういうふうに配置をするかという問題が、後になって出てくると思うんですが。私は今一番心配するのは、この組織のほかに、建設課のこれが現状のままでいいのかということをお憂えるわけでありませ。

建設課は、漁港あるいは三陸道という問題が出てまいりました。さらに、護岸、道路、膨大な事業量、仕事量が出てきてしまったわけでありませ。海から山から、そうした中で、現体制のままでやれるのかなという疑問を持っておりませ。その辺のところはどのように考えておられるのか伺いませ。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これから、今お話しありませように、大変な膨大な事業量が出てくるということございませして、復興企画課それから復興推進課とあわせて、その建設課が大丈夫かということございませして、確かに我々も危惧する部分が多々ございませますが、いずれその辺の詳細については、担当の課長の方から説明をさせていただきたいというふうに思ひませ。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 過般、宮城県で被災15市町で1,200人マンパワーが足りないという新聞記事がございませした。うちの方でも66名、4月1日に自治法派遣をお願いしたいということで、県の方に要請してございませ。現在20名の自治法派遣がされてありませして、それに40名くらいプラスということになりますけれども、そういうことで、震災復興推進課、事業が新年度から一気に全部進むのか、あるいは数カ所にこう段階的に進むのかわかりませんけれども、すべて進むとなると、やっぱり震災事業推進課だけで四十数名必要だという試算が出てありませるので、そういったことで、あわせて今県を通じて各自治体の方に新年度に自治法派遣をお願いしたいということで、お願いをしてございませ。

あわせて建設課も、そういった現体制ではなかなか厳しいものがございませるので、建設課の

方にも増員をしたいということで、検討をしております。なお、新採でございますが、表現があれですね、新しくの職員の採用でございますけれども、既に募集をしておりますが、土木職4名採用したいと。したならば、4名採用しても即戦力になりませんので、その間そういった他の自治体からのそういう技術職の応援をいただきながら、当面4月1日からそういった体制で臨みたいということで考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） この行政組織再編ということで、以前には、建設課、旧歌津町にあったわけです。そうした場合にも、志津川地区には3名の職員を残して張りつけておいたわけです。私、旧歌津町で議員してましたときに、その仕事量、あれだけの旧町をカバーするだけに一つの建設課があつて、それでも職員が足りなくてやっておったところが、今旧戸倉村、志津川町、それから歌津町と、この3町を抱えて現体制でなんか絶対にやれるはずはないというふうに私は思うんです。これは大変な仕事量です。さらに、その中に三陸道もまた一斉に始まるわけですね、全線に事業が。そうしたときに、私は以前にも申し上げましたが、機構改革するならば、戸倉にも歌津にも支所を置いて、そして、そこに現場職員を張りつけて、そうして対応しなければ復興などできないんじゃないかと、きめ細かな復興などできないんじゃないかなと。いわゆる建築業者が地元で事務所を置くと同じで、それを統括する町の事務所が志津川のこのベイサイドアリーナの建設課だけでできるのかという問題であります。やはり現場にそれなりに職員を配置したそれなりの行政改革機構が必要でないのかな、機構改革必要でないのかなと、私はそのことを常々こう思っておったわけでありまして。そうしたことから、特に歌津地区などはこれから三陸道が一斉に始まります。さらに、漁港であります。さらに、道路であります。数限りない仕事が次から次へと出てくるわけです。そうしたとき、一から十までこのベイサイドに来なければ用が足せないということでは、全く町民不在の行政だというふうにならざるを得ないと解釈するわけです。そうしたことから、やはり歌津地区には支所がありますから、職員を3名なり4名なり配置をして、歌津の専門職としてそれに当たってもらえる体制をとっていただきたいと、こう思うわけです。そうしたことから、復興推進課だけで間に合うんですか、やれますかという質問なんであります。

職員の配置希望という問題も当然出てまいります、これから。そうしたとき、その4名技術職を採用するそうでもありますけれども、復興推進課の方でも回り切れないでしょう、このうちでも。各地域ごとに皆高台移転の問題も一斉に始まるわけでもありますから、回り切れないのは十分察せられます。そうした中で、この建設課の職というものもまた同じ内容でなか



ろうかなと思うんです。その一方だけ細分化して事業をふやして、建設課はそのままかというようなことは、私はちょっと理解に苦しむということから質問するわけです。建設課というものに対して、その建設課長そのものからもやれるのかどうか、その辺のところもお伺いしたい。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 前段のご質問は、震災前はそういう体制でやってきたのは事実でございますし、震災後、職員数もそういった36名の減少ということで、こちらの方にすべて統括した形でやってございます。確かに議員ご提案のように、そういう地区にそういったある程度の職員を配置すれば、地域住民とのそういった連絡調整等も含めて、場合によってはうまくいく場合も、あるいはその方がうまくいく場合もあろうかと思っておりますので、その辺はこれからの課題でございますので、4月1日に向けて、どういう体制がいいのか、その辺は改めて協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 災害復旧、漁港、道路、いろいろこう出てきますし、それから、三陸道、これも歌津まで一斉にいろいろ用地から工事から出てきます。それで、この部分につきましては、既に課内の中でいろいろこれらに対して話し合いをしながら検討をして、総務課の方にやはりしっかりやっていくための体制ということで、そういう人員についても報告させていただいておりますので、しっかりその辺、建設課としては対応はしていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 今復興計画が立って、素案でありますけれども示されております。向こう10年間の計画であります。この事業を遂行するに当たって、少なくとも職員が足りないから事業ができないとか、あるいは事業がおくれるということ、絶対にあってはならない。このことは、心して皆さんかかっていたきたいと思っております。国から予算が来たのに、それを使いこなせないような、使い切れないようなことは絶対にあってはならない。マンパワーが足りないというなら、その処置をしなければならない。これは行政に課せられた使命だと思っております。だから、かつて三陸道が通るというだけで、推進室を設けたらどうかとか、対策室を設けるべきだとかという意見も出ましたよね。今度はその段でないわけです。三陸道も来る、海岸はこのとおりだと、漁港はこのとおりだといったら、やっぱりそれなりのマンパワーも必要であろうし、体制も必要だと、私はこう思うんです。それが、職員も足りない

んです、予算も足りないんですというのは、言いわけにならない、これは、今後10年間。予定どおりに、一日だっておくれることは許されないわけでありまして、これからは。そうしたことを厳しくこう私は指摘をしておきたい。皆さん心してやっていただきたいと思うわけです。そのための機構改革であるならば、大いにやるべきだという私の進言であります。これで終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者の質問に重複するかもしれませんが。やはり私も、この災害復旧という観点から、ぜひその総合支所のあり方といいますか、職員の配置というものをきちっとやっぱりやっていただきたいというふうに望むところです。

問題は、その職員の配置なんですが、残念ながら町の職員多くの方々が犠牲になってしましまして、支援をしていただいている方、各地から来ておいでをいただいて大変ありがたいんです。しかしながら、そういった方々は、期間が来ればいずれか去ってしまうわけがあります。やはり本来の本町の職員の配置といいますか、これがやっぱりきちっとしておかないと、いなくなったときに、「いやー私たち携わってなかったからわかりません」などということのないように、そういったことも配慮しながらの配置というものも考えていただきたいというふうに思います。何せ総合支所ですので、分庁方式ではありませんので、ぜひその辺のところも考えて行っていただきたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 先ほど及川議員よりも指摘もございましたが、いずれ今回出してますのは、行政組織という一つの枠組みの部分でございますので、マンパワー不足の部分につきましては、あるいは、地区担当とかそういった部分を柔軟に対応できるように、行政需要に応じたやり方も規則等で可能でございますので、その点をご検討させていただきたいというふうに思います。

それと、そういった中で、三浦議員からのご質問も含めてなんですが、当然これから担った後、事業は国の基本的な考え方を示されていますが、5年間の集中復興期間というもの定められております。この5年間で、最初のマンパワーの対応という部分では非常に不足するものだと思います。一定の応援も、現在もほかの自治体からいただいておりますが、いずれ、私が答えるべきではないんですが、そういったその後も含めて考える組織を考えていく必要はあろうかと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） いろいろ職員の配置、歌津の支所などの意見が出ているわけですが、建設課がすべて、震災後はもちろん役場は場所ありませんから、建設課行っても、座る、いる場所もない状態でありましたから、当然そういうことでありましょうが、今後においては立派な仮設の支所が年内に完成される予定であります。その中で、前者がもろもろの意見を述べておりますように、やはりその建設課が、課が1つであっても、やはり職員の方々がやはり歌津の支所にも何名かいていただければ、いろいろと町民のサービスにはできるのかなと思いますので、その辺をどう考えているのかです。

それから、マンパワー60名必要なんだと。現在20名関西の方から手伝ってもらっているようですが、その方々が一生懸命説明をいたしております、この高台移転等。本町の職員が1人ぐらいで、あとは全部関西の方から来ている。やっと言葉も職員の方々が意識してわかりやすいように説明するもんですから、それはまあわかりますけれども、その方々が説明したように、その説明した結果が果たしてどうなるか。いつまでその、今その内容を説明している関西から来た職員の方々が、いつまでいるのか。説明した結果を見ることができるのか。説明どおりに推進、その方々が手をかすのか、その推進にです。その辺がどうなっているのかです。

それから、40名、60名足らないのに、40名が今国の方に要請しているということで、その見通しなどはどうなんですか。それなりの方々に来てもらわないと。数だけあたって中身の問題ですから。そこら辺がそれなりの優秀な方々に来てもらうだろうけれども、その見通しとはどうなのかです。3点ほど伺いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 推進課長とかわるがわる答弁して申しわけございませんが、支所のそういった担当につきましては、条例でなくて規則でできますので、震災復興推進課長もお答えしてますように、そういった支所の希望が、あるいは町民の方々にスムーズに事業がうまくいくような配置を新年度考えをさせていただきたいというふうに思います。

それから、県の方にお願いしているのは66名でございます。その66名が予定どおり来なかった場合ということでございますので、現在20団体ほどから独自にそういった派遣をいただいておりますので、一方では、そういった現在お手伝いをいただいている団体にも、独自にその新年度からもお願いする予定でございまして、何とかマンパワーの不足を足りなくなるような形での努力をさせていただきたいというふうに思っています。

これは、今県の方に申請をしている段階で、まだその途中これくらいは大丈夫ですとか何と

かという返事をまだいただいてございませんので、その辺が明らかになればお答えをすることができんですが、今の段階では要望数を県の方で取りまとめている段階だと。仮にそれがかなわない場合には、現在独自にお願いしている他の団体には、独自のルートでお願いはさせていただきたいと、こういう考えでございます。

現在あと派遣されている方々、ほとんど3月31日まで、来年の3月までおられますので、場合によっては引き続きもう1年お願いできる場合もございますし、新たにまた来る方もございますので、ちょっと来年以降はわかりませんが、とりあえず現在おいでいただいている方々については、来年の3月いっぱい当町にお手伝いをいただく予定になってございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 総務課長の答弁、さっきは国にお願いしているとあったと思うんですが、今度は県と話ししている。それはどっちなんですか、その職員の要請。（「県です」の声あり）それでは、国ではないんだ。さっきは国と言いましたからね。しっかりそこを、国と県で違いますから。言ってるの書いてるんだから、私、間違いないと思います。県の方なんですね。見通しが、それなりにあるんだということで答弁のようですけども、そういうふうに解釈してよろしいのかどうかです。

それから、その説明をなさった方々が3月にはいなくなると。それは、あの時そう言ったじゃないか、こう言ったじゃないかということになるんですよ、説明は。その言った人がいなくなってしまうんだから。いない人に罪つけて、都合の悪いこととか、そういうことがなきにしもあらずです。だから、その辺はやっぱり責任がある、もう少し本町の職員も説明の中に。今何人ぐらいですか。何か私の見る範囲随分関西の方々とかが職員が多くて、本町の職員が少ないようですが、何人ぐらい本町と他の職員が説明に当たってるんですか。できればやはりいてもらえるように、1年でも足りないんです。やっぱり責任持って説明したように進めていかないと、うまくない。その説明した担保を、だれがとるのか。本町のやっぱり方々もできるだけ大勢、大変でしょうけれども、出向いて説明に当たっていただければ都合がいいなと思います。その点についてもう一回ご答弁を。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、前段の部分の国、県の職員の派遣の関係でございますが、先ほど私が国と申し上げましたのは、宮城県全体で、国の方に県が派遣を要請していると。私ども町村は県の方にお願いをしている。そういうことでございますので、そういう関係で、

国、県という表現を使わせていただきました。

後段の部分は震災復興推進課長から。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今の説明会の状況のお話かと思えます。

住民の方には、なれない関西なまりでお聞き苦しい部分もあろうかと思いますが、彼らは精いっぱいゆっくりと、関西弁を余り出さないようにそれなりに努力して説明をさせていただいております。当課では今全部で9名おまして、そのうち3名が町の職員でございます。説明会、あと地域に出向く、そういったときには必ず町の職員も、私も含めなんですが、必ずだれかが1名ついて、必ず行くようにしております。ただ、説明に行く際も、あらかじめ町として方向性を決めた中での説明でございますので、その方々がいなくなったから継承できないという部分はないと思えますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 6番山内です。私も前者3人同僚議員が伺ったこの職員の配置についてお伺いをしたいと思います。一応確認でございますが、かつてこの総合支所のあり方ということで、いろいろ私もただした点がございまして。その際に、震災前のはるか前でございますが、この建設課の配置です。総合支所に配置する際に、事前に副町長、支所に来られまして、地元出身の議員ということで説明をいただき、この建設課が配属されました。そしてまたこの未曾有の震災におきまして、ベイサイドアリーナこの本所に建設課が引き上げたわけではございませんが来られまして、支所が全くあいた状態になっている。そして、先ほど関西弁、その派遣職員いろいろお世話になっておりますが、私も電話をした際、何分も待たせられまして、結構な電話料金を費やしました。

さて、そこで、同僚議員がただしたとおり、総合支所に、大変な時期でございます。この建設課の職員がおられたら、本所にはもちろん何度も足を運びましたが、効率的に震災に係る問題もスムーズに取り組めたのではないかと、このように私も思っております。総務課長には、以前この合併においてということで、当面という言葉が使われまして、この建設課のこの引き上げた際の経緯を答えていただきました。確認でございます。4月からということで行政のサービスと答えられたように確約ができるのか、言質として総務課長に改めてお伺いをしたい。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） お答えいたしましたのは、建設課を支所におくということではなくて、そういう建設課の職員のうちから地区担当という形で支所にも数名配置したいと、そのように今これから協議をさせていただきたいということをごさいますして、人数等についてはこれからでございますけれども、いずれそういった支所には、建設課等の職員を何名か置くような配置をさせていただきたいということをごさいます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 言葉足らず、舌足らずでございました。建設課を置けというものではございません。効率的にこの震災における取り組みに当たりまして、職員の配置が必要ではないかということで確認をする上で伺いをいたしました。そのように受けとめてよろしいわけですね。了解しました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第114号 南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第114号南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第114号南三陸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、本年9月30日に、人事院が、国会及び内閣に対して行った給与勧告に倣い、本町職

員の給与について所要の措置を講じるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係参考資料でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案関係参考資料6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の一部改正する条例の概要でございますが、まずは、給料表の改定ということで、(1)でございますが、今回改定する給料表ということで、行政職の給料表、医療職の(二)(三)ということでございます。医療職の(二)は薬剤師、栄養士、あるいは医療技術員でございます。医療職の(三)は看護師、保健師、助産師、そういった方々でございます。

(2)改定の概要でございますが、1つはおおむね50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた給料表の引き下げということで、具体的には、括弧内でございますが、50歳台では最大0.5%のマイナス改定、40歳台の後半層につきましては0.4%の改定、平均しますと0.23%の減額改定でございます。今回この減額改定に対象となる人数でございますが、メモをちょっとお願いしたいんですが、現在の職員数は288名でございます。288名、そのうち、この減額改定に対象となる職員数は172名、約6割でございます。この172名の年間の減額率は370万円でございます。したがって、1人平均年間で約2万1,500円の減額ということになります。

それから、口でございますが、若年層につきましては据え置きと。プラス改定、あるいはマイナス改定を行いません。据え置きということで、この対象者が116名でございます。約40%、116名でございます。

この改定の施行時期につきましては、平成24年1月1日ということで予定してございます。

それから、今回の2つ目でございますが、給与構造改革への対応ということで、現在経過措置として平成18年度の給与構造改革で引き下げられた分は、経過措置としてその分を支給されているんですが、平成24年度につきましては、経過措置額として支給されている給料の2分の1を減額するというところでございます。そのうち、上限は1万円ということで、経過措置額の2分の1は減額。この対象者が現在68名ございます。率にして23.1%。削減額が321万4,000円ということで、1人平均にしますと、マイナスの4万7,270円ほどになります。1人平均4万7,270円の年間の減額ということになります。

それから、この経過措置につきましては、平成25年度に廃止というような内容でございます。

それから、(2)の昇給号俸の回復ということで、イにございますように、若年、中堅層を

中心に、今まで抑制されてきた昇給号俸を回復ということで、具体的には、平成24年4月1日、来年の4月1日でございますが、36歳未満の職員については最大2号俸回復する。いわゆる昇給をさせるということでございます。この対象者が61名を予定してございます。それから、36歳以上42歳未満につきましては、最大1号俸回復ということで、対象者が33名。合計94名であります。この94名の回復させた年間の所要額が311万4,000円ということになります。1人平均3万3,132円の年間の増額ということです。

それで、この今回の内容は、この回復分につきましては、(1)で申し上げました削減分の範囲内で回復をさせなさいというこういった規定もございます。先ほど68名2分の1を減額して、312万1,000円減額となるということでご説明いたしましたが、この範囲内で、若年層の回復の財源にきなさいと、こういったこととございますので、基本的には、この給与構造改革につきましては、プラス・マイナス・ゼロというような形での措置になります。若年層を上げる分、50歳台、40歳台の方々を下げなさいと、簡単に言えばそういった内容になります。

ということで、今回参考までに今回この条例を改正後の年間の削減額と申しますのは、1の給料表の改定で申し上げました370万円ほどの年間の削減額と、こういった形になります。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 約6割の方がこれに当てはまると、年間で370万円町としてなると、1人平均で2万1,500円、そういう今細かい数字が出されました。本当に職員大変なところで、こういう状況になってきてるなと感じております。

それで、ちょっと1点お聞きしたいんですが、執行期日が平成24年1月1日となっておりますね。そうしますと、今ボーナスはそのまま支給されたということになるんでしょうか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 施行期日が1月1日ということでございますので、12月の期末手当につきましては、従前どおり支給をしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 一緒に聞けばよかったんですけども、いつも人事院勧告だと4月にさかのぼってということで勧告されると思うんですが、その辺はどのようになるんですか。



○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回4月にさかのぼる自治体と、それから、1月1日いわゆるさかのぼらない自治体と、現在のところさかのぼる自治体が、30町村しか今わかりませんが、さかのぼる自治体が14、さかのぼらない自治体16ということで、当町も1月1日施行ということで、4月にはさかのぼらないという措置をさせていただきました。

これにつきましては、震災直後、職員もそういった昼夜不眠不休でその震災復興に当たっておりましたし、町長等の意向も確認しながら、今年度につきましては、さかのぼらないで1月1日施行ということで決定をさせていただきましたので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それで結構なんですけれども、法的には何もないのかなと、そういうふうに思ってます。今回これ1次勧告施行したところと、しないところの市町村も結構ありますので、法的にはこちらでしなくても何か、法的に何かあるのかなと、そういうこういわゆるペナルティみたいなものがあるのかと、そういうものがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 給与はあくまでもそれぞれの自治体で決めることですので、さかのぼる、さかのぼらないは、それぞれの町で判断をします。したがって、そういったどういう措置をとってもペナルティというものはございません。

ただ、給料表そのものについて、これまで人事院勧告準拠ということでそういった措置をとらせていただきましたので、給料表等については人勧準拠という形で今回引き下げをさせていただいたところでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この法案に対して反対の立場から討論いたします。

憲法28条で保障されている労働基本権、これが1948年に国家公務員は不当に奪われました。人事院がその代償措置として、給与や労働条件を勧告する制度であります。しかし、今回は民間給与実施調査もしない中での勧告であり、不当であります。さらに、政府は、復興特例法案で公務員が公務員給与7.8%引き下げようとしています。そういう案が出ております。町職員は、3.11災害から、不眠不休の復興に向けて取り組んできました。時間外も休日もい

とわないで頑張ってきた職員であります。今回の引き下げは職員の士気を損ないかねません。むしろ士気を高めるためにも、引き下げは行うべきではないと考えます。

仙台市などでは、人事院勧告を入れていません。本町でも仙台市に見習って引き下げを行うべきであると考え、この本案には反対いたします。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 座ってください。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第115号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第115号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、本町職員の給与改定に倣い、町長及び副町長の給料について所要の措置を講じるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、同じく議案関係資料の7ページでご説明をさせていただきます。

今回の特別職給料の引き下げでございますが、町長につきましては、現行79万3,500円を78

万9,400円に、マイナスの4,100円の改定でございます。この改定率はマイナスの0.52%でございます。なお、括弧内につきましては、現在政策減額を行ってございまして、減額後の数値でございますと71万4,150円が71万460円、マイナスの3,690円となります。

それから、副町長でございますが、60万6,400円が60万3,300円に、マイナスの3,100円の改定でございます。改定率は0.51%でございます。政策減額後の改定でございますが、54万5,760円が54万2,970円に、2,790円のマイナス改定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回のこの改正、減額なんですけど、このやり方と言いますか、この際の、特別職報酬審議委員会にはかけなくてもよかったのかどうかです。あるいは、かけたのかどうか。かけたとするならば、いつ、それから何人ぐらい、それからどういったメンバーの方々だったのか。お知らせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 12月5日でございます、特別職報酬審議会は。7名の委員のうち4名の出席でございました。商工会長さん、法人会の会長さん、森林組合の会長さん、ちょっと書類持ってこなかったんですが、7名中4名の参加をいただきました。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 資料を持ってこないということで、ただその7人委嘱して、委嘱しようとしたんでしょう。来なければ委嘱しなかったんでしょうから。そのときに委嘱状を渡して、特別職報酬審議委員会が開催になったということだと思えるんですけども、7人のうち4人しか来なくても、例えばもう一人来なくて、3人でもやれたのかどうかという問題もあるんですよ。その辺のところ、町の考え方です。どのようになっておるのか、なるのかです。ちょっとその辺のところ。こういうのって余り聞いたことないですよ。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 改めて申し上げますと、委員は7名でございまして、法人会の志津川支部長さん、商工会長さん、両漁港の志津川支所、歌津支所の運営委員長さんお二人でございます。それから、農協の代表理事、森林組合長、それから行政区長連絡協議会長の7名でございますが、当日お見えになったのは、先ほどお話ししました法人会の会長さん、商工会長さん、森林組合会長さん、行政区長連絡協議会の会長さんということで、両漁港の運営

委員長とJAの組合長さんは欠席でございました。今回の規約の中に過半数があれば開催できるという、そういった会議規則がございますので、その規約に基づいて審議会を開催したということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第116号 南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第116号南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第116号南三陸町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、町職員の給与改定に倣い、教育委員会教育長の給料について所要の措置を講じるため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、ただいまの説明いたしました7ページの下段でございますけれども、教育長の給料改定の概要でございますが、教育長現在49万3,800円の現行でございますが、これを49万1,300円に、2,500円のマイナス改定でございます。改定率はマイナス

の0.51%でございます。括弧内は政策減額ということで、現在の実支給額でございますけれども、45万9,234円が45万6,909円、月額2,325円のマイナスということでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました  
12番議員が着席しております。

---

日程第10 議案第117号 南三陸町保健センター設置及び管理条例等を廃止する  
条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第117号南三陸町保健センター設置及び管理条例等を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第117号南三陸町保健センター設置及び管理条例等を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に伴う大津波により流失等した公の施設、6施設の関係条例を廃止するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 議案書の25ページをお開き願いたいと思います。

ただいま町長の方からも提案の理由を説明させていただきましたとおり、今回津波により流

失した公の施設でございます記載の6つの施設につきまして、それぞれ利用に供することができないということから、その関係条例について一たん整理をさせていただくものでございます。なお、それぞれの施設につきましては、今後それぞれの復旧の方針を検討しながら、改めてめどが立った上で、関係条例を整備していきたいというふうに考えております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第118号 南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第118号南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第118号南三陸町学校給食共同調理場設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に伴う大津波により流失等した施設について、位置を変更し、機能を統合し、及び一部について廃止したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 議案参考資料の22ページをお開き願いたいと思います。

先ほど117号と同様でございますが、提案理由でも町長が述べましたとおり、今回の津波により流失した施設につきまして、その機能、位置などが変更となるために、関係条例について整理をさせていただくものでございます。

まず、22ページの学校給食センター、それと図書館の関係につきましては、それぞれ津波で施設が流失したことに伴いまして、その代替機能を果たしている施設へ位置を変更するものでございます。

次に、23ページになりますが、志津川デイサービスセンターの関係でございますが、これにつきましても、被災のため使用ができないことから、これを廃止、歌津デイサービスセンターへ機能を統合するための改正となっております。

次に、町営住宅の関係でございますが、23ページ、24ページとなります。町営住宅条例につきましても、津波で被災し使用ができなくなりました住宅、そして駐車場を廃止するため改正をするものでございます。29ページまでございまして、次に30ページをお開き願いたいと思います。

30ページでございますが、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、これらにつきましては志津川保健センター内に設置をしておりましたが、現在も仮設庁舎の中で、地域包括等を設置しておりますが、現在建築中の仮庁舎に今度改めて設置することから、その位置を変更するものでございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 22ページの給食センターについて。私、先般一般質問をしまして、増築、改築して、ある時期から完全給食をするという町長の答弁をいただいているんですが、そうしますと、この吉野沢の現在のところにそういう制度をつくるということだと思うんですが、これはいつから、4月からできるのか。それとも、もっと前にできるのか。その辺をちょっと伺いたいなと思っております。

それから、23ページのデイサービスなんですが、現在歌津地区のデイサービスセンターで事業を再開されているんですが、志津川地区にも大変必要だなと、利用者も結構多いんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方、どういうふうになら考えているのか、お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 給食センターでございますけれども、現在旧歌津町の吉野沢の方で機能を再開しているわけでございますけれども、新年度に向けて自前ですべて完全給食ができるようにということで、今施設の拡充ということで今進めておりまして、NGOさんの支援を受けて、年度内中に今完成をさせる見込みなんです、まだその辺見通しがはっきり今決まっははいないんですけれども、いずれ平成24年度のなるべく早い時期に、すべて自前で完全給食が提供できるように、その辺は進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 志津川デイサービスセンターの関係でございますが、以前にも答弁をさせていただいたんですが、社協と今のところ協議中というようなことでございます。実際の本設のデイサービスセンターにつきましては、復興計画の中でその辺の詰めをしていかなければならないと思うんですが、仮設も含めて社協の方と今協議をさせていただいていると、そういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 給食センターなんです、まだ何もやってませんよね。私もちょっと見てきたんですけれども、ということは、進んでないなと思って見てきました。それで、今課長の説明ですと、平成24年度にやりたいということなんです、これ本当に平成24年度4月からできるように頑張ってほしいなと思うんですが、その見通しはなかなか難しいんでしょうか。その辺をもう一度お聞きいたします。

それから、デイサービスなんです、これ今社協との検討しながらということなんです、これも急いだ方がいいと思うんです。多分必要な人たち、志津川地区いっぱいいると思うので、待ってる方たちいっぱいいますので、ぜひこれ進めてほしいなと思って、見通しとしてはちょっと具体的には行ってるんでしょうか。その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 今進めているところですが、いずれ施設的には仮設のもので、そんなに長期間の工期は要しないと考えております。なるべく早く、4月、年度1学期学校開始のなるべく早い時期に事業稼働ができるように進めていきたいというふうに今考えております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 志津川のデイサービスセンターにつきましてですが、もともと



町で設置をして、指定管理というようなことで社協の方に委託をしておったというようなこととございます。町がまたデイサービスセンターをいわゆる急いでつくるのかというようなことも含めて、社協との方と協議をさせていただいております。もしいわゆる仮設でも、そういう建物を提供できる団体があればすぐにでもやりたいというような社協の意向なんでもございますが、町でデイサービスセンターを今のところ設置をするというようなことは考えてはおりません。社協の方でそういった団体を今のところ募集をしているというようなそういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 給食センター、私勘違いしてました。プレハブなんですよ、そうすると。仮設ですよ。私本格的に増改築するのかなと思ってましたので、そうじゃなくて、もっと簡単に。それは機能としては大丈夫なんですよ。きちっと消毒施設というかそういうのも含めてきちっとできるんでしょうか。多分消毒して、完全給食という、一番問題になっているのは消毒施設がないということだったので、その辺がきちっとできるのかどうかということちょっと今懸念されますので、その辺をお聞きします。

それから、デイサービスなんですが、社協待ちだということなんですが、町でできないかなと。事業というか、そういうのはやっぱりあると思うんですよ。だから、その辺の検討を、社協待ちじゃなくて、もうこちらからも積極的にできないのかなと私そう思いますので、その辺も含めてもう一度検討してほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） デイサービスセンターにつきましては、いわゆる介護事業というようなこともございまして、その他の法人等の絡みもございまして、町がその施設を利用して社協さんに貸すというよりは、そういったその進出してくる例えば法人さんがあれば、そういう形で回復もできるというような、そういう選択肢もあるわけです。その辺も含めまして、ちょっと社協とその辺を協議を詰めていると、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第119号 南三陸町医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第119号南三陸町医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号南三陸町医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、病院事業に従事する看護師、その他の医療従事者を計画的に招聘することを目的に、これらの職種を対象とした修学資金貸付制度を実施するため、南三陸町医学生修学資金貸付条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当部長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、議案関係参考資料の方で説明させていただきます。31ページの方をお開きいただきたいと思います。

ただいま町長が答弁したとおり、看護師、その他の医療従事者の招聘を計画的にするということで、前に昨年度策定しました医学生修学資金貸付条例を一部改正して、看護師、その他の医療従事者の招聘を図るものでございます。

31ページの第1条については、今まで「医学生」だけだったんですけれども、それを「医学生等」という内容を入れまして、条例の名称変更を行っております。それと、あと「医師」だけだったのが、「看護師、その他の医療従事者」の招聘という文言の整理をしたと。

貸し付け対象者、2条におきましては医師関係だったんですけれども、それに第2条の3項に追加いたしまして、ここで、保健師、助産師、看護師、それから、次ページ32ページの

方に、イで薬剤師、ウで診療放射線技師、エで理学療法士、作業療法士、オで臨床検査技師等ということで、これらの看護師、医療技術者についても奨学金貸付制度をこの条例で行いますよということでございます。

3条におきましては、貸し付けの種類等ということでございまして、今回の貸し付けにつきましては、月額貸付金だけ、月額7万5,000円以内ということで、町の方の看護・医学生修学資金というのがありますけれども、それと金額を同じにするということで7万5,000円、月額貸し付けですね。同じようにしております。

次ページ、33ページになりますけれども、33ページの第4条におきまして、4条の2項で、貸付期間の2倍に相当する期間を病院で勤務すると償還の免除を行うという内容になっております。

それから、8条関係につきましては、学校卒業する日で貸し付けは終了ですよという貸し付けの終了日をうたっております。

34ページでございますけれども、34ページ関係は、これも一応13条の方に貸し付け、この基金の名称が、修学資金貸付基金という格好でなってますけれども、それが名称を変更してございます。医学生「等」ということで、などを入れております。

35ページでございますけれども、35ページの関係については、附則で、先ほど申しましたとおり、南三陸町看護・介護学生等修学資金貸付条例というのが町の方にもございまして、それとの重複の貸し付けができないように、この附則によって、そのできないような改正にしております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 医学生修学資金貸付条例、昨年度から始まったということで、私も一般質問でこの件について取り上げたことがありましたが、震災によって多分だめになったということですが、昨年度の募集による応募状況はどのような状況だったとか、ちょっとお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 昨年度は医学生の貸付基金だけだったんですけれども、昨年度は一応3名の応募がございましたけれども、すべて途中で流されたので、名前等資料が全然ないということで、もうその3名につきましては、インターネットのホームページに、こういう状況なので、申しわけございませんけれども、今回の貸し付けについてはお断りし

ますというようなホームページに載つけた次第でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 非常に残念なことですが、それで、ホームページに返事というのは一切なかったということですか。それはしょうがないことですが、ぜひこれは今度さらに枠を広げたということで期待をいたしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 医学生だけじゃなくて、その他の看護師、助産婦、そして医学療法士など、各種いろんな方にこういう制度が適用されるんですが、これ卒業するまで時間がかかりますが、一応何人ぐらいを予定しているのか。医師、またその他の方たち、何人ぐらい一応応募に採用する予定になっているのか。その辺お聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 一応今年度は、これからなんですけれども、医師2名と看護師2名について募集を図る。大体医師の関係が、国立大学の2次の合格がぎりぎり3月ぐらいになるので、2月に募集しなければいけないということで、2月いっぱい募集して、3月に決定するような今計画にしております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、ことしは医師と看護師のみと。あと、放射線技師とか理学療法士などということは考えてないということなんです。現在は、そうするとこれは間に合ってるわけでしょうか。将来の見通しとして大丈夫なんでしょうか。こういう方たちというのは、学校何年もかかってくるものですから、そういう心配もあるので、そういう心配ないのかなと思うので、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 現在のところ、その他の技術員については充足しているという状況でございますけれども、退職者、50歳過ぎた技術員もいますので、その辺はその様子を見ながら図っていくと。検査技師なんかは、あと1年で室長が退職ということになりますので、それについて今からやっても間に合わないということで、募集はかける予定にしています。そういう格好で図っていきなというふうには考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今までみたいにやめるからどこからかまた募集してというような状況では、今、今後はないと思うんです。やっぱりこのように新しい人たちを学校に入って、皆

さんでそういうつくり上げていく。募集していくというような形をとらないと、なかなか今度そこに空白が出てくるという可能性もあるので、ぜひこれは引き続きやってほしいなと思っております。

あとこの中に、作業療法士というのがありますが、これも私必要だと思うんですが、現在、今作業療法士おりませんよね。おりますか。そういう方たちも含めて今後本当に需要の大きい分野だと思いますので、ぜひその辺も考えてやってほしいなと思っております。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 一応計画的にその辺は、この制度を有効的に活用していきたいというふうに思います。

それで、作業療法士の関係につきましては、現在のところ作業療法士おりません。ただ、今の病院で作業療法士がどうしても必要かという、作業療法士のやつについては、回復期のリハビリ病棟なんかを持つと、作業療法士が必ずいなければいけないという、そういう基準がございますけれども、現在のところは作業療法士どうしても必要だという基準ではございませんので、現在のところは、作業療法士のこれによる適用は考えてございません。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第120号 工事請負変更契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第13、議案第120号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号工事請負変更契約の締結について  
をご説明申し上げます。

本案は、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、ばなな漁港沖防波堤及び物揚場工事の工事請負変更契約を締結するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） それでは、議案関係参考資料の36ページをお開きください。

本工事につきましては、本年の3月25日の工期で完成の予定でございましたが、完成検査の前に、3月11日に津波で、現在ここに示されている赤の部分でございまして、防波堤の消波ブロックです。これ114個のうち10個が流失しました。それから、物揚場のエプロン、これは舗装でございまして、これは30メートルが破損してございます。

それで、この被災額でございまして、損害金が283万5,000円ございました。それで、この取り扱いにつきましては、県と国と協議をしまして、今回方向性がこう示されて、不可抗力による損害として原契約の契約約款の中に29条というところがございます、「工事目的物の引き渡し前に天災等で発注者、請負者双方の責に帰すことができないものについて、発注者は、請負代金の100分の1を超える額を負担しなければならない」と。この条項を適用しまして、損害金として処理をすることになりましたので、この損害金283万5,000円を減額して変更請負契約が5,649万円というふうなことになります。それで、この損害金の内訳でございまして、請負者につきましては100分の1、これは請負額の100分の1ですけれども、59万3,250円を負担していただきます。それで、発注者であるこの町につきましては、100分の1以上ということで222万4,175円を負担をして、請負者に支払うということでございます。この金額につきましては、従来の補助対象事業として、損害金として認められますので、従来の補助率で精算をいたします。それから、今回被害を受けましたそのエプロンとその消波ブロックにつきましては、現在災害査定を受けてございますので、この災害査定が確定して国から内示が来た段階で復旧ができるような内容でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回のこの変更契約につきましては、3.11の損害という部分での町の負

担ということで、業者と町が負担するという額が280万円で、金額変更という議案であります。これはいいんですが、これにちょっと確認をしておきたいと思うんですが、先般前払い金の関係がお話しされました。10月1日から施行になったということで、これも当分の間というようなお話しだったんですけども、その何かあった場合には、建設保証協会というところが保証するんだということの説明であります。そうなった場合におきまして、町の負担というのはどうなのかということなんです。例えば業者さんの関係で工事ができなくなったと、するとそのまた別の業者さんをお願いすると。そのときいろいろな損害が出てくるんです。それを、保証協会が負担をすると、それはいいんですが、その際に保証協会だけが負担して、町の負担というのがあるのかないのか。これを確認したいと思うんですが。

○議長（後藤清喜君） ちょっとごめんなさい。間もなく、4時を報ぜんとしているんですが、本議案審議終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することにいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） この辺では、東日本保証協会に今大体は保証をさせていただいております。それで、前払い金につきましても、それからあと契約保証金というものも保証をしているわけですが、基本的には、工事に着手したものを確認をして支払うという形に前払い金についてはなっておりますので、その前払い金の額については、その一定の保証額を収めて当然その業者の方が受け取るわけでございまして、当然その責に帰しては、保証協会が保証するというふうな内容でございます。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明15日午

前10時より本会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、明15日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時01分 散会